

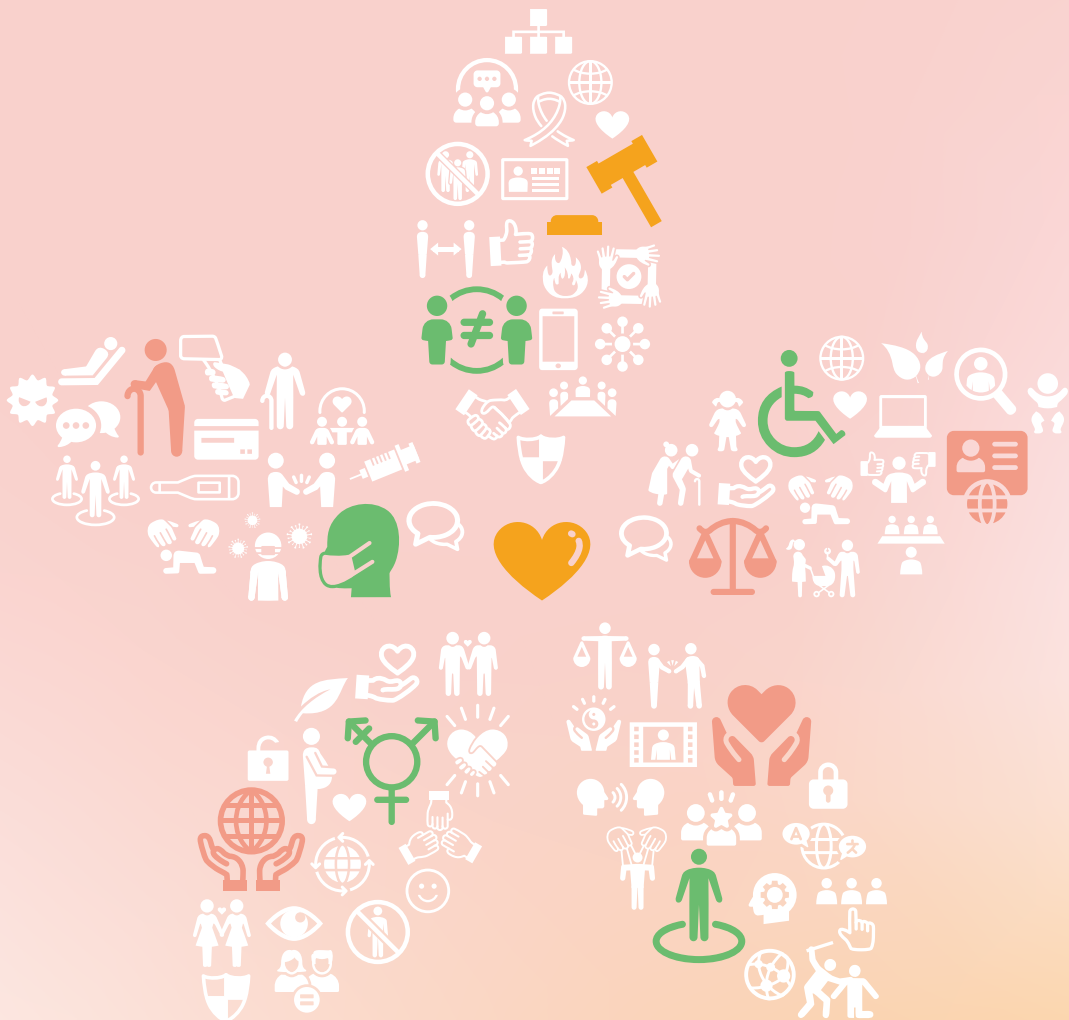


NANKOKU CITY

南国市

人権施策推進基本計画

一人ひとりが思いやりの心を持ち
互いの人権が尊重される心豊かなまちなんこく



令和6年3月
南国市

はじめに



21 世紀は、「人権の世紀」と言われ、世界共通の合言葉となっています。20 世紀には二度にわたる世界大戦があり、多くの尊い命が奪われるなど悲惨な歴史がありました。そのことから、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」ということを学び、人権の尊重と平和の実現が世界中の願いとなっております。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人として人間らしく幸せに生きていくための権利です。人権を考えると、「多様性」という言葉を理解することが大変重要なポイントになります。いろいろな人がいることで、いろいろな刺激を受け、いろいろな生き方があることが分かること、お互いを理解すること、そして、思いやりの心を育むことができるのではないのでしょうか。自分と違う人と関わることは、自身では気付かない世界を知るきっかけとなり、より深く考え、より深く繋がっていくものになると思います。

しかしながら、現実には、これまでの人権問題に加え、時代の流れとともに、新しい人権問題が生まれ、生きづらさを感じている人は、少なくありません。

南国市では、これまでも、高知県の掲げる 11 の人権課題などの問題に関し、広報・啓発や教育の場をとおして、人権に関する取り組みを行ってまいりました。

令和 3 年に、「南国市人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、不当な差別や人権侵害は絶対に許さないという強い意志を表明いたしました。この度、人権問題の解決に向け、また、新たな人権侵害を発生させないよう、誰もが生きやすく、住みやすいと感じられる南国市にするため、「南国市人権施策推進基本計画」を策定いたしました。多岐にわたる人権問題に向き合い、市民一人ひとりが笑顔で暮らせるよう、本計画に定めた基本理念に基づき、人権問題等の解決に向けた取り組みを推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただきました「南国市人権を尊重するまちづくり審議会」の委員の皆様をはじめ、住民意識調査、事業所調査にご協力をいただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

南国市長 平山 耕三

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. SDGs との関係	2
第2章 人権に関する動向	3
1. 国際的な動向	3
2. 国内の動向	4
3. 高知県の動向	5
4. 人権に関する市の取組	6
第3章 人権に関する意識	9
1. 市民意識調査結果	9
2. 事業所調査結果	21
第4章 計画の理念と体系	24
1. 基本理念	24
2. 基本的視点	25
3. 施策体系	26
第5章 施策の展開	28
1. 人権施策全般について	28
2. 分野別施策について	31
第6章 計画の推進	48
1. 計画の推進体制	48
2. 計画の管理と評価	48
3. 成果指標について	49
資料編	50
1. 用語の解説	50
2. 計画策定のためのワークショップ結果	53
3. 南国市人権を尊重するまちづくり条例	57
4. 南国市人権を尊重するまちづくり審議会名簿	59
5. 策定の経緯	60

本文中に（※）のある用語については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

世界人権宣言及び日本国憲法では、すべての人に基本的人権の享有を保障し、法の下に平等であると定めています。しかし、社会全体の状況をみると、女性や子ども、高齢者、障害者への暴力・虐待等をはじめとする人権侵害は依然として存在しています。また、職場でのハラスメント^(※)やインターネット上での誹謗中傷・プライバシーの侵害等、人権問題は複雑化、多様化しています。

本市においては、様々な人権施策を推進してきましたが、今以上に、一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまちの実現を図るため、「南国市人権を尊重するまちづくり条例」第7条の規定に基づき「南国市人権施策推進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」第5条の規定に基づき策定するものであり、本市が取り組む人権施策に関する基本方針を示すものです。そのため、本市の最上位計画である「南国市総合計画」をはじめ各分野の個別関連計画との整合性を図りながら策定します。

また、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」をはじめ、国の人権教育・啓発に関する基本計画、高知県の人権施策基本方針等、関連する法律や計画との整合性を図ります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。計画期間中においては、取組状況を点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本市においても SDGs に参画できる取組を推進しています。



《本計画と特に関係が深い SDGs》



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



10. 人や国の不平等をなくそう

性、年齢、障害、人種、階級、民族、宗教、機会にもとづく不平等や各国内及び国家間の不平等を是正する。



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

第2章 人権に関する動向

1. 国際的な動向

国際連合（国連）では、昭和23（1948）年の第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。その後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（昭和40（1965）年）、「国際人権規約」（昭和41（1966）年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（昭和54（1979）年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（平成元（1989）年）等を採用し、あらゆる人の人権の擁護と差別の撤廃に向けた取組が推進されています。

国連では、平成7（1995）年から平成16（2004）年にかけての10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国に対し人権という普遍的な文化を構築するための国内行動計画の策定や、実効ある人権教育の推進等を求めました。これにより各国では国内行動計画の策定や人権センターの設立等、人権教育の推進に向けた様々な取組が推進されてきました。そして、「人権教育のための国連10年」の最終年となる平成16（2004）年に、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的とした「人権教育のための世界計画」決議を採用し、実施に取り組んでいます。さらに、平成18（2006）年には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を、平成23（2011）年には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

平成27（2015）年の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択されました。これにより、現在では世界各国が連携して、あらゆる貧困や差別の撤廃、人権の保障、健康や教育の充実、環境問題の解消を図る動きにつながっています。

一方、世界各地では依然として、紛争やテロ、人権弾圧等が頻発し、難民の発生や人々への迫害等、深刻な人権侵害が今なお続いていることから、引き続き、人権問題の解消に向けた動きを強めています。

2. 国内の動向

わが国では、戦後、日本国憲法の基本的人権の尊重の理念に基づき、国際社会の動向とも連動しながら、国内の人権尊重・人権擁護に向けた様々な取組が推進されてきました。

国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約が締結されるとともに、国連が提唱する「国際婦人年」（昭和 50（1975）年）、「国際児童年」（昭和 54（1979）年）、「国際障害者年」（昭和 56（1981）年）、「国際識字年」（平成 2（1990）年）等、国際年に関する取組を積極的に行い、その趣旨に基づいて国内法の整備が進められてきました。

人権教育・啓発に関する施策の推進については、国、地方公共団体、国民のそれぞれの責務を明らかにして必要な措置を定めることを目的に、平成 12（2000）年に「人権教育・啓発推進法」が施行されました。これに基づき、平成 14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

わが国特有の人権問題である同和問題（部落差別）については、昭和 40（1965）年の「同和对策審議会答申」に基づき、「同和对策事業特別措置法」等による特別対策が昭和 44（1969）年から平成 14（2002）年までの 33 年間実施されてきました。また、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であることから、平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行されました。

平成 28（2016）年には、障害のある人に対して、不当な差別的取扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」と、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を煽る差別的言動（ヘイトスピーチ）をなくす「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」も施行されました。これらは「部落差別解消推進法」とあわせて「人権三法」と呼ばれ、人権の尊重と差別の解消に関する大きな一歩となりました。

平成 30（2018）年には「ユニバーサル社会^(※)の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、障害の有無や年齢等に関わらず一人ひとりが尊重される社会づくりが行われています。

令和 2（2020）年には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が一部施行され、児童の権利擁護、市町村及び児童相談所の体制強化等や児童相談所の設置促進、関係機関の連携強化等が進められています。

また同年、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が令和 3（2021）年に成立しました。これにより、感染患者等の人権が尊重され、差別的取り扱いを受けることのないよう規定が設けられました。

令和5（2023）年には、性的マイノリティ（L G B T Q + ^(※)）に対する国民の理解を広めるため「性的指向及びジェンダーアイデンティティ ^(※) の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立しました。

そのほかの人権問題についても、男女共同参画社会、いじめや虐待の防止、犯罪被害者、ノーマライゼーション ^(※)、多文化共生社会の実現等の理念のもとに、様々な取組が推進されています。

例えば、令和5（2023）年6月には、犯罪被害者等施策推進会議が開催され、犯罪被害者への支援制度の抜本的な見直しや拡充を決定し、犯罪被害者や遺族が必要な支援を途切れることなく受けられるよう取組を実施・強化することとなりました。

3. 高知県の動向

高知県では、平成7（1995）年3月の県議会において「人権宣言に関する決議」が行われました。そして、社会には解決していかなければならない多くの人権課題が残されている現状を踏まえ、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる、人権尊重の社会を築いていくことを目的に、平成10（1998）年4月「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同年7月に『人権教育のための国連10年』高知県行動計画」が策定されました。

平成12（2000）年3月には「高知県人権施策基本方針」が策定され、その改定版となる「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」が平成26（2014）年3月に策定されました。第1次改定版では10の人権課題を掲げ、様々な取組についてP D C Aサイクルによる進捗管理が行われました。

さらに、「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」が平成31（2019）年3月に策定され、「真に人権が尊重される明るい社会をつくる」という基本理念の達成のため、11の人権課題ごとに推進方針を掲げて様々な取組が進められています。

そして、コロナ禍を経た令和6（2024）年3月に「高知県人権施策基本方針－第3次改定版－」が策定されました。第3次改定版では、第2次改定版の基本理念や11の人権課題ごとの推進方針を引き継いで施策を展開するとともに、人権施策の大きな柱である「人権教育」と「人権啓発」に関する施策の積極的な展開や、相談・支援体制の充実、差別事象への対応力の強化等に重点的に取り組むことが示されています。

4. 人権に関する市の取組

◆人権啓発活動

本市では、例年、人権講座や人権パネル展の開催等、人権啓発活動や人権教育に取り組んでいます。令和3（2021）年9月には「南国市人権を尊重するまちづくり条例」の制定、令和4（2022）年3月には「第2次南国市男女共同参画推進計画 女性活躍推進計画」の策定、同年9月には「南国にじいろ宣言」を行い、同年11月には「南国市パートナーシップ登録制度」の創設等があり、時流に即した形であらゆる人権問題の解決に向けた取組を進めています。

<人権パネル展・人権カレンダー> 📌

7月の「部落差別をなくする運動」強調旬間にあわせて「人権パネル展」を毎年開催し、人権をテーマにした子どもたちの作品を展示しています。12月の「人権週間」にはその作品を掲載した人権カレンダーを作成し市民、関係団体、学校、福祉施設等に配布しています。



📌 <スマイリーハート人権講座>

高知県が掲げる人権課題の中から4テーマを選び、専門の講師による人権講座を開催しています。（市民及び市職員対象として毎年開催）

<「第2次南国市男女共同参画推進計画 女性活躍推進計画」に伴う広報用パンフレット(大人用と子ども用)> 📌

学校、関係団体、市民等に配布し、啓発を行っています。





👉 <南国にじいろ宣言>

性の多様性を認め合い、誰もが個人として尊重されるまちづくりをめざします。パートナーシップ登録制度を創設し、職員研修も実施しました。

<その他>

人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために広報紙やホームページ等に記事を掲載し、また学校への出前教室や人権擁護委員と連携した「人権の花運動」等を実施しています。

◆人権教育

学校教育では、地域や幼稚園・学校の実態に応じた人権教育の全体計画と年間指導計画を確立し、様々な人権課題を総合的にとらえた人権教育を推進しています。また、幼稚園・学校における人権教育の取組を幼児・児童生徒や教職員が、保護者、市民へ広げ、地域ぐるみで人権意識の高揚と啓発、人権教育を基盤とした生徒指導の推進に努めています。

生涯教育では、すべての世代の人々が「心豊かに学び続ける社会」をめざした生涯学習を推進していくために、人権尊重のまちづくりの趣旨に沿って、身近な人権課題の解決に努めるとともに、あらゆる人権課題の解決をめざした人権教育を推進しています。また、性別による不平等を許さない社会づくりに向け、男女共同参画を基本とした教育の推進に努めています。

<人権教育のあゆみ> 📄

保育所、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、人権教育の実践の成果をまとめた「人権教育のあゆみ」を毎年作成しています。

今後もさらに、人権教育を推進していくためにこれまでの研究や取組の成果を基盤に、具体的な人権教育の実践に努めていきます。



コラム

人権啓発活動のより一層の充実を図る 人権擁護委員の活動

人権パネル展

人権擁護委員の日頃の活動写真や標語を展示し、活動内容の周知・啓発を図っています。



人権の花運動

小学生が花苗をプランターに植栽し、1ヶ月育てることにより命の大切さを学びます。

育てた花を市内の福祉施設に贈呈しています



人権擁護委員の日



6月1日の人権擁護委員の日にちなんで、市内の保育園（所）の園児に向けた人権啓発を行っています。

寸劇や歌唱、子どもの安全を確保するための防犯標語「いかのおすし」「行かない・乗らない・大声を出す・すぐ逃げる・知らせる」のお話等、人権意識の向上を促します。

その他の事業

人権出前教室

SOSミニレターや電話で相談できる子ども人権110番（0120-007-110（無料））などの紹介を行っています。

特設人権相談

南国市社会福祉センターにて毎月20日に開催しています。

思いやりの心を絵に描く会

市内小学校児童が心に浮かんだ思いやりを絵で表現する授業を実施しています。



これらは人権擁護委員活動の一部です！
市民の皆様に向けて、様々な人権啓発活動を行っています。

第3章 人権に関する意識

1. 市民意識調査結果

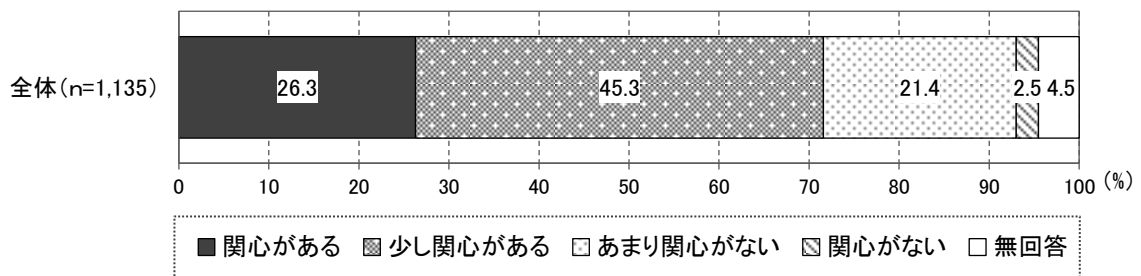
このたびの計画策定に当たり、人権に関する市民意識調査を実施しました。
(以下、調査結果を抜粋して記載)

◆調査期間：令和5年1月24日～2月7日

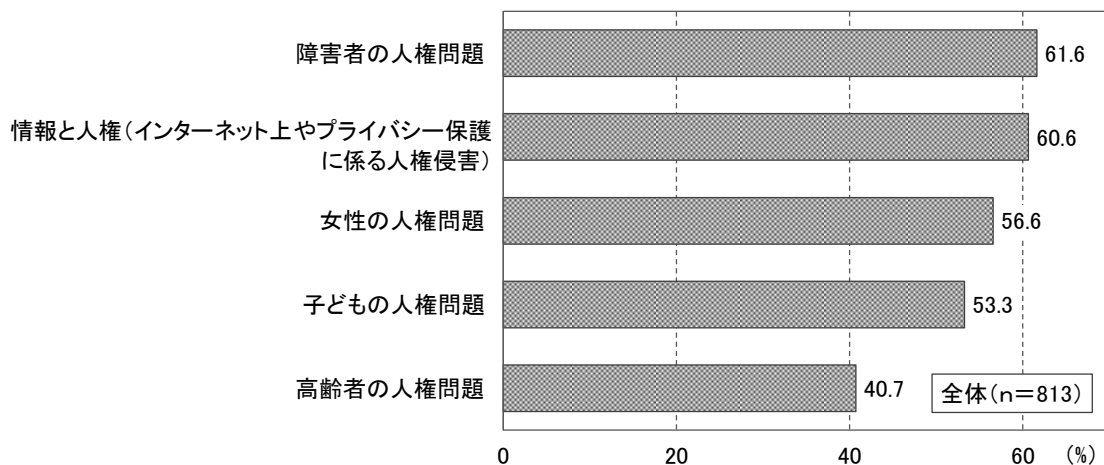
配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	3,000 票	1,135 票	37.8%

(1) 市民の人権意識について

質問① 「人権」について関心があるか。

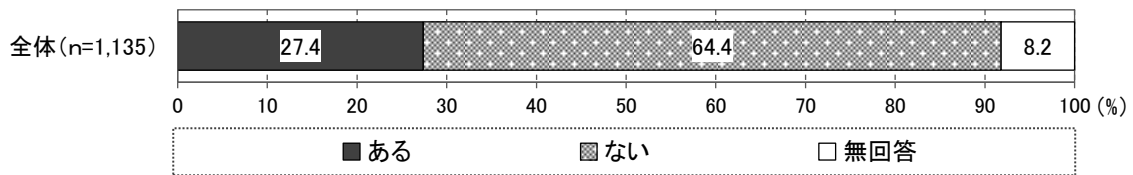


質問② ※質問①で「関心がある」または「少し関心がある」と答えた方のみ
人権問題で関心のある分野は何か。【複数回答可】※グラフは上位5番目まで



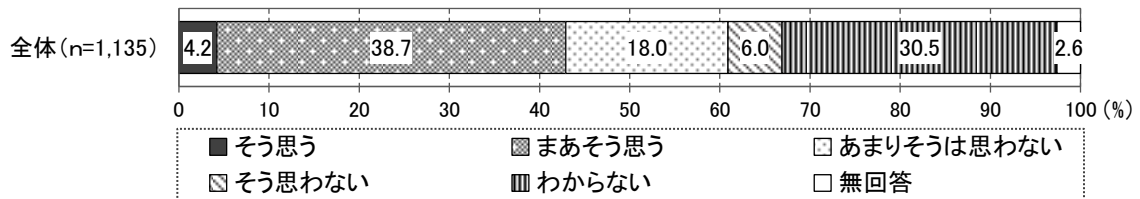
質問③

これまでに自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか。



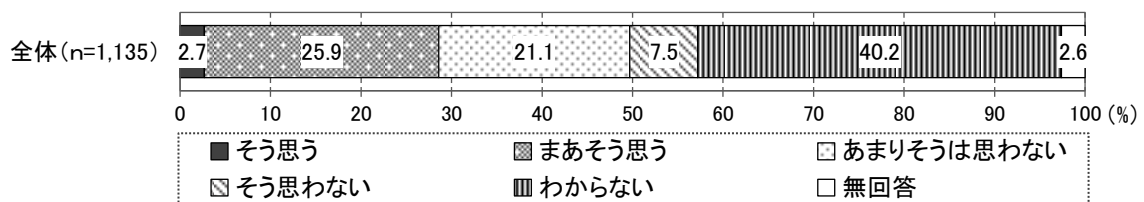
質問④

今の南国市では人権が守られていると思うか。



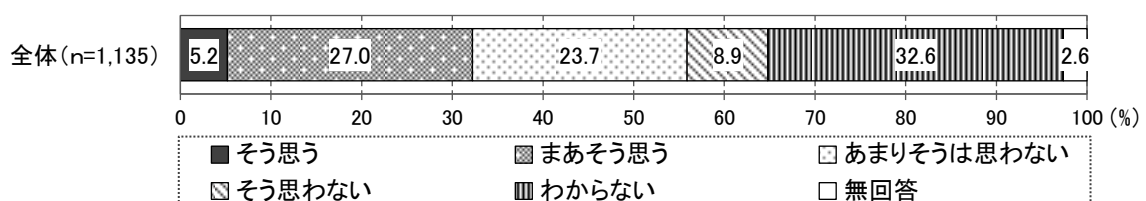
質問⑤

今の南国市では、人権を守る教育・啓発活動が行われていると思うか。



質問⑥

数年前と比べて市民の人権意識が高くなっていると思うか。



📌 調査結果からわかること

「人権について関心があるか」(質問①)では、「関心がある」と「少し関心がある」の合計割合は71.6%となっています。その中で、「関心が高い分野は何か」(質問②)では、「障害者の人権問題」が最も高く、次いで、「情報と人権(インターネット上やプライバシー保護に係る人権侵害)」、「女性の人権問題」の順となっています。

「これまでに自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか」(質問③)では、「ある」の割合が27.4%と4人に1人程度となっています。また「今の南国市では人権が守られていると思うか」(質問④)では、「そう思う」と「まあそう思う」の合計割合は42.9%にとどまっています。

「今の南国市では、人権を守る教育・啓発活動が行われていると思うか」(質問⑤)では、「そう思う」と「まあそう思う」の合計割合は28.6%となっています。また「数年前と比

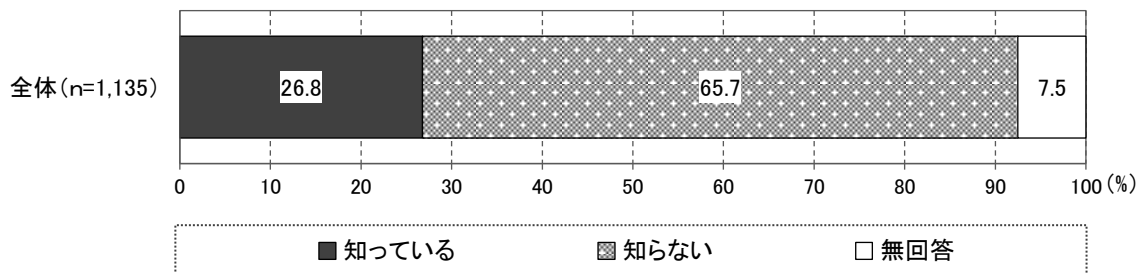
べて市民の人権意識が高くなっていると思うか」(質問⑥)では、「そう思う」と「まあそう思う」の合計割合は32.2%となっています。

このようなことを踏まえ、人権に関する広報・啓発や正しい知識の普及に努める必要があります。

(2) 人権に関する相談について

質問⑦

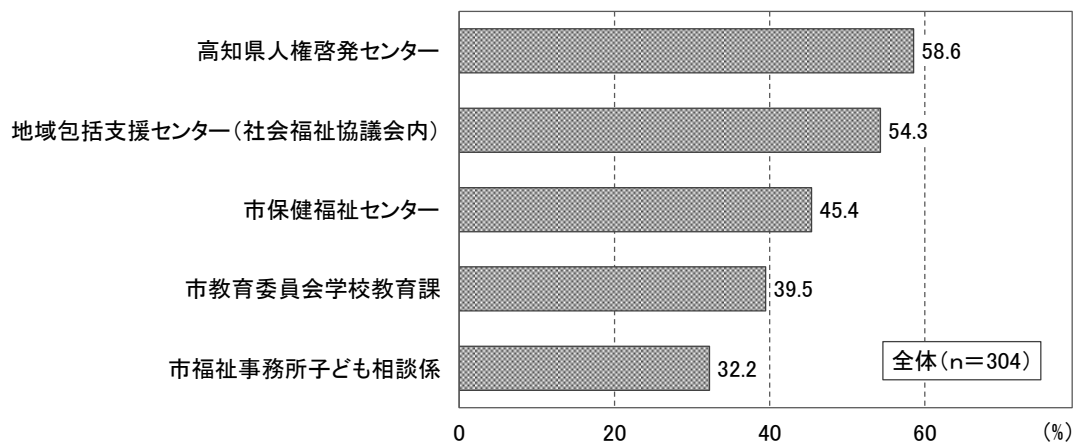
人権に関する悩みや困り事を相談できる公的な機関や窓口を知っているか。



質問⑧

※質問⑤で「知っている」と答えた方のみ

どの相談機関や窓口を知っているか。【複数回答可】※グラフは上位5番目まで



📌 調査結果からわかること

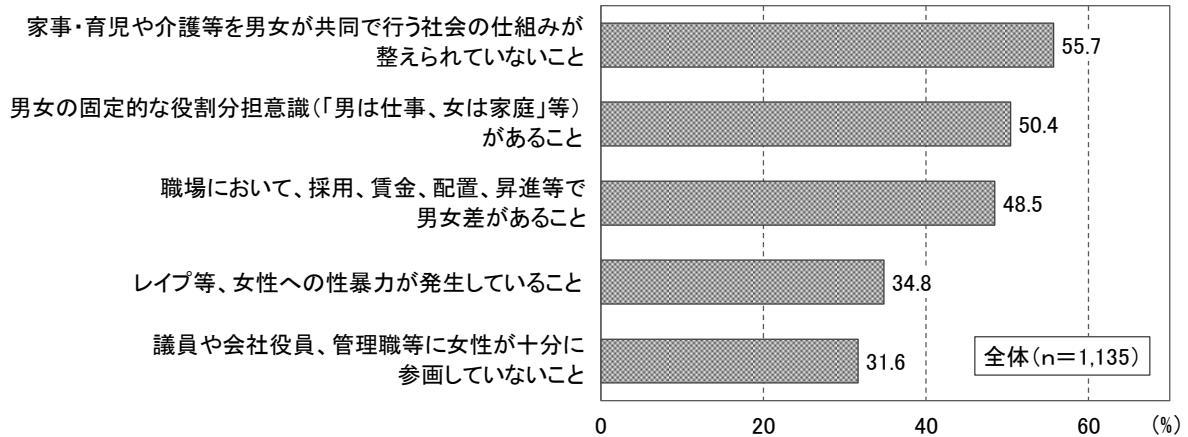
「人権に関する悩みや困り事を相談できる公的な機関や窓口を知っているか」(質問⑦)では、「知っている」と答えた方は26.8%と4人に1人程度となっています。また、「知っている」と答えた方の中で、「どの相談機関や窓口を知っているか」(質問⑧)では、「高知県人権啓発センター」が最も高く、次いで、「地域包括支援センター(社会福祉協議会内)」、「市保健福祉センター」の順となっています。

このようなことを踏まえ、相談窓口の周知に努めるとともに、人権侵害の事案が発生した場合には適切な相談支援につなぐことができる体制づくりを進める必要があります。

(3) 女性の人権について

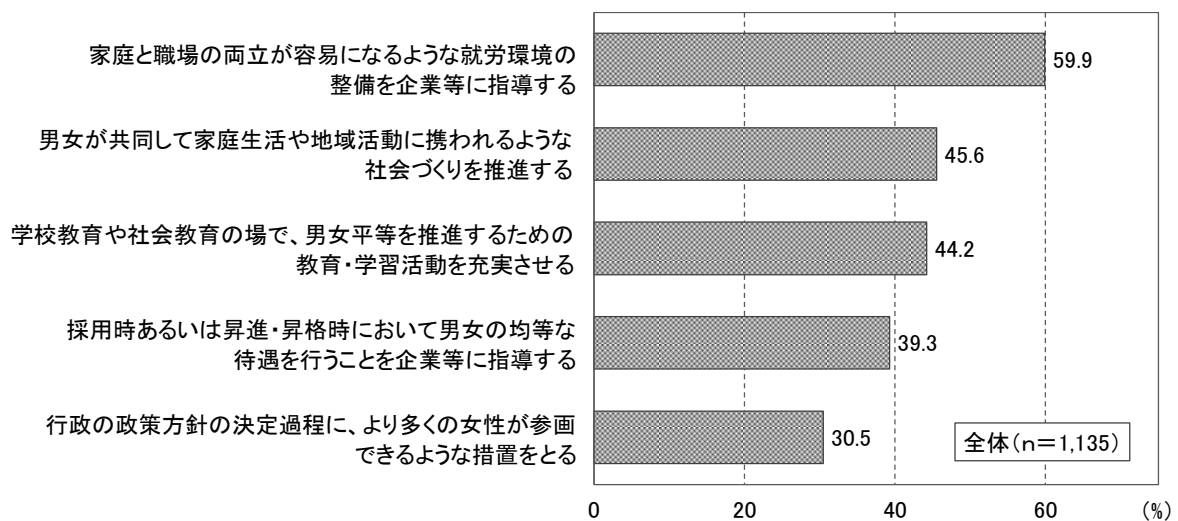
質問⑨

女性の人権尊重に関して、特に問題があるのはどのようなことか。
【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



質問⑩

女性の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことはどのようなことだと思うか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



調査結果からわかること

「女性の人権尊重に関して、特に問題があるのは何か」(質問⑨)では、「家事・育児や介護等を男女が共同で行う社会の仕組みが整えられていないこと」が最も高く、次いで、「男女の固定的な役割分担意識があること」、「職場において、採用、賃金、配置、昇進等で男女差があること」の順となっています。また、「女性の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことは何か」(質問⑩)では、「家庭と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を企業等に指導する」が最も高く、次いで、「男女が共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する」、「学校教育や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」の順となっています。

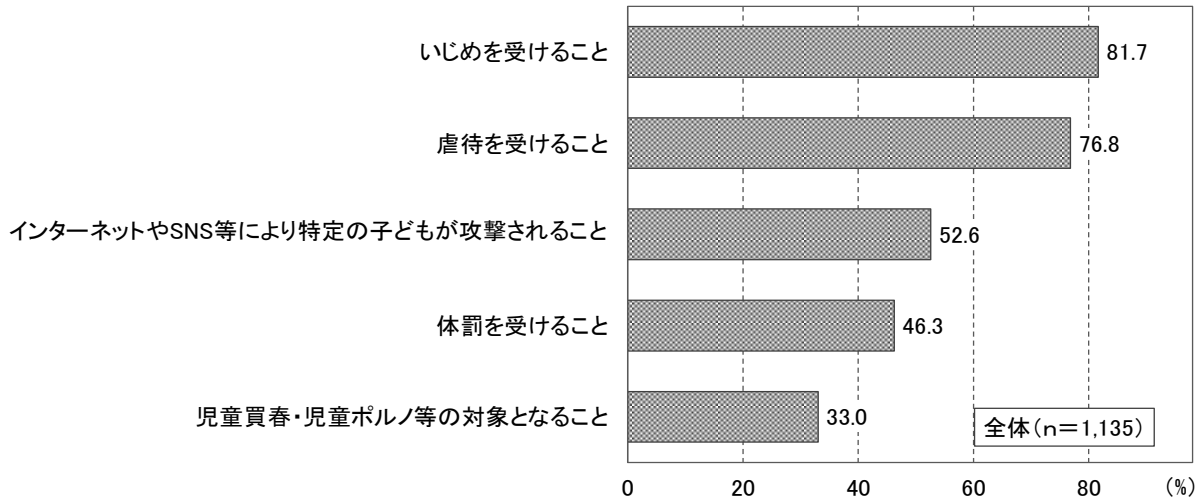
このようなことを踏まえ、すべての人が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

(4) 子どもの人権について

質問⑪

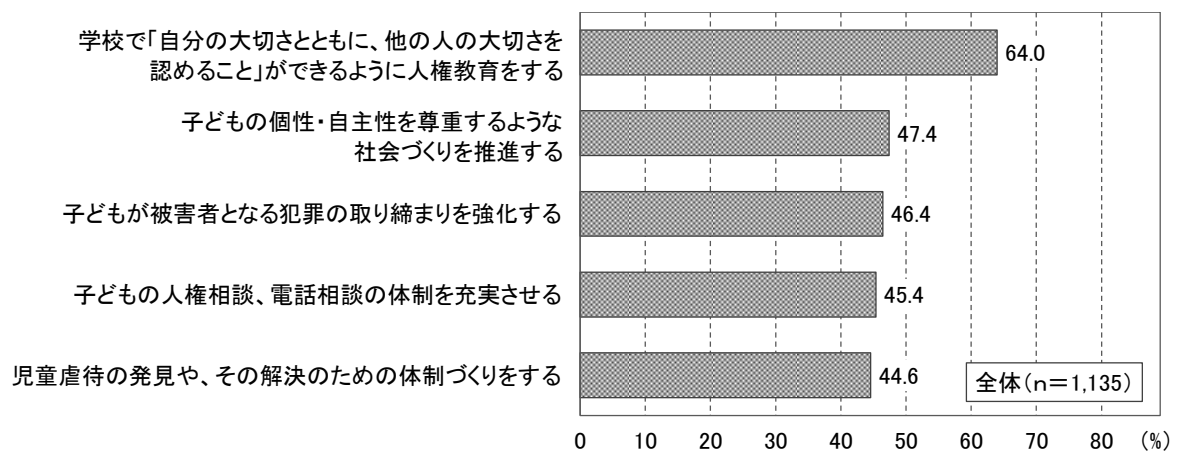
子どもの人権尊重に関して、特に問題があるのはどのようなことか。

【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



質問⑫

子どもの人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことはどのようなことだと思うか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



📌 調査結果からわかること

「子どもの人権尊重に関して、特に問題があるのは何か」(質問⑪)では、「いじめを受けること」が最も高く、次いで、「虐待を受けること」、「インターネットやSNS^(※)等により特定の子どもが攻撃されること」の順となっています。また、「子どもの人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことは何か」(質問⑫)では、「学校で「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるように人権教育をする」の割合が6割を超え、その他の選択肢に比べて、最も高くなっています。

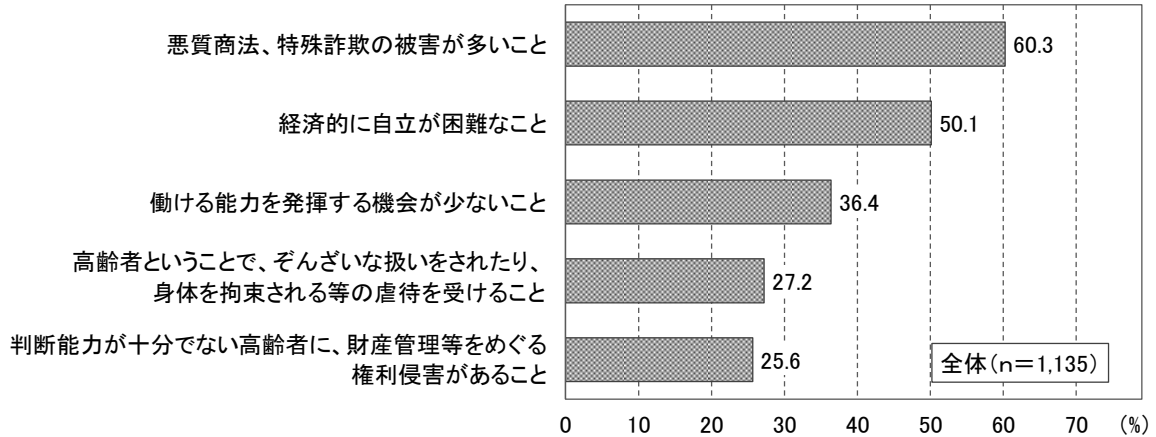
このようなことを踏まえ、子どもの人権が保障される社会環境の構築や学校における人権教育を充実していく必要があります。

(5) 高齢者の人権について

質問⑬

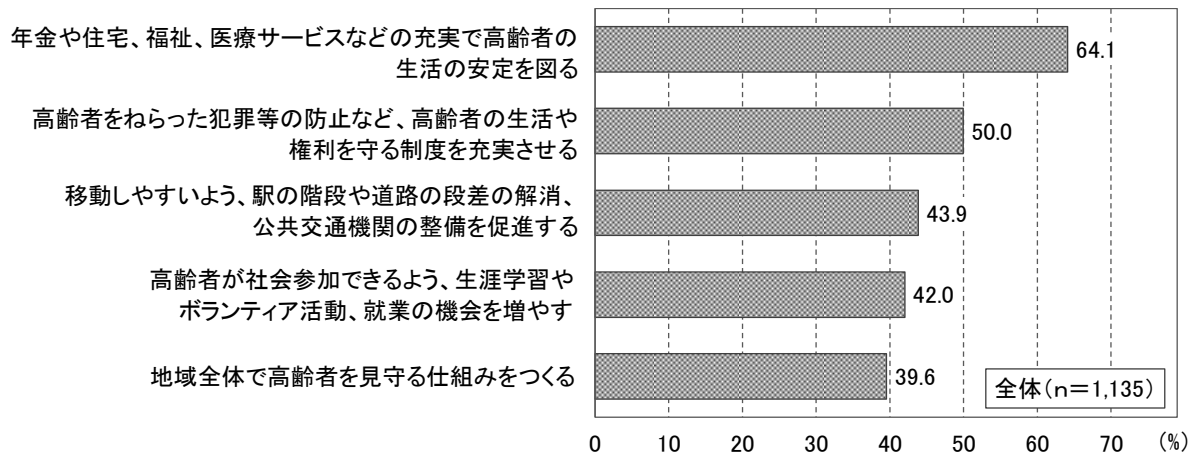
高齢者の人権尊重に関して、特に問題があるのはどのようなことか。

【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



質問⑭

高齢者の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことはどのようなことだと思うか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



調査結果からわかること

「高齢者の人権尊重に関して、特に問題があるのは何か」（質問⑬）では、「悪質商法、特殊詐欺の被害が多いこと」が最も高く、次いで、「経済的に自立が困難なこと」、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」の順となっています。また、「高齢者の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことは何か」（質問⑭）では、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどの充実で高齢者の生活を図る」が最も高く、次いで、「高齢者をねらった犯罪等の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」、「移動しやすいよう、駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備を促進する」の順となっています。

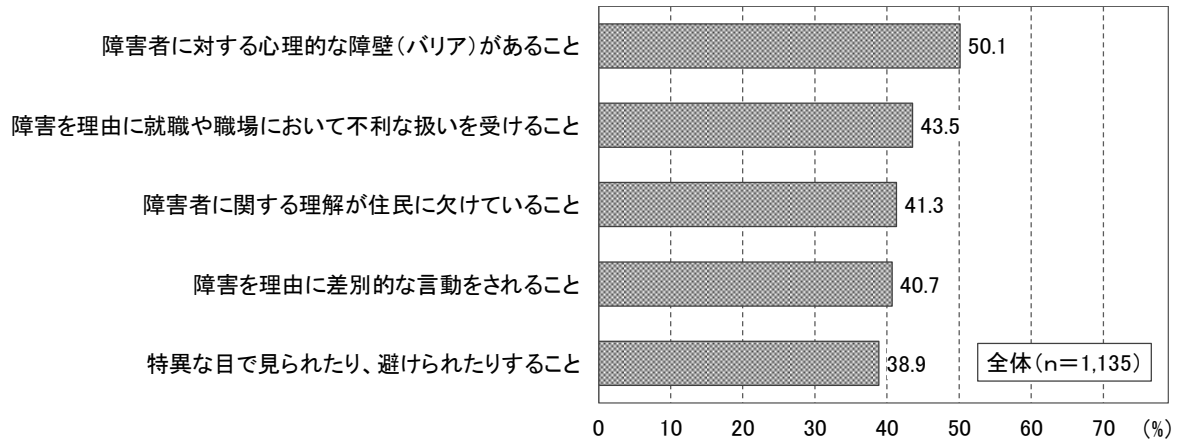
このようなことを踏まえ、高齢者の人権が保障されるよう、高齢者福祉の充実と関係機関・団体等と連携し、高齢者が安心して生活できる体制づくりに努める必要があります。

(6) 障害者の人権について

質問⑮

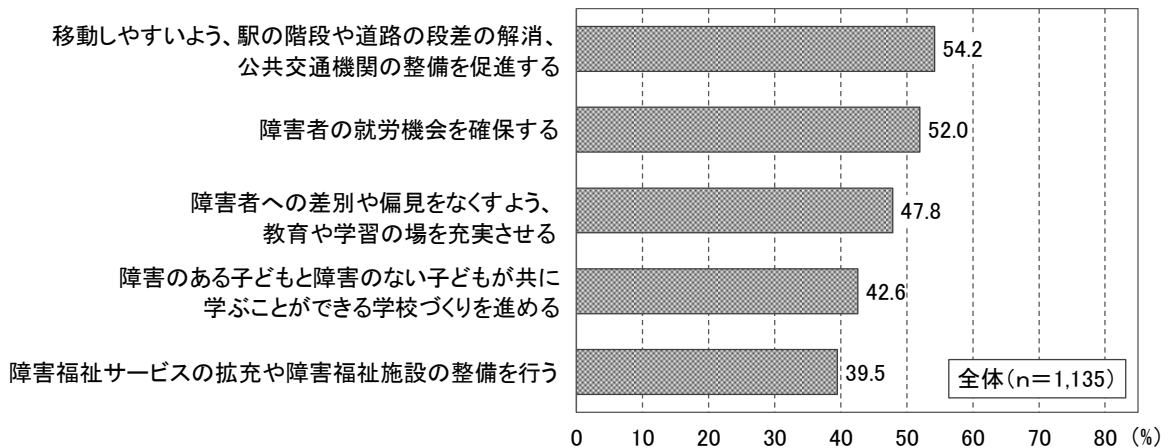
障害者の人権尊重に関して、特に問題があるのはどのようなことか。

【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



質問⑯

障害者の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことはどのようなことだと思うか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



📌 調査結果からわかること

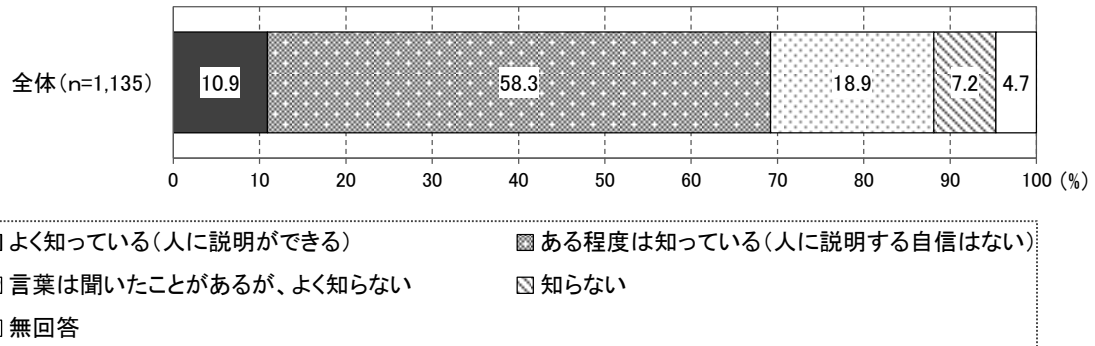
「障害者の人権尊重に関して、特に問題があるのは何か」(質問⑮)では、「障害者に対する心理的な障壁(バリア)があること」が最も高く、次いで、「障害を理由に就職や職場において不利な扱いを受けること」、「障害者に関する理解が住民に欠けていること」の順となっています。また、「障害者の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことは何か」(質問⑯)では、「移動しやすいよう、駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備を促進する」と「障害者の就労機会を確保する」が5割強とほぼ同じ割合で高くなっています。

このようなことを踏まえ、障害者への理解を深めるとともに、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを取り除く体制づくりが必要となります。

(7) 同和問題について

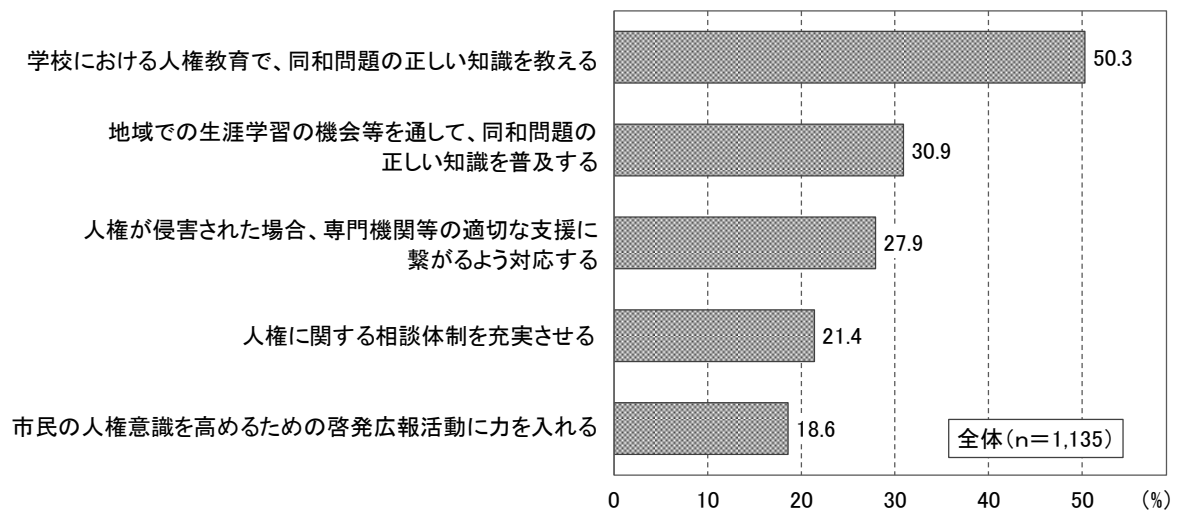
質問⑰

同和問題についてどの程度のことを知っているか。



質問⑱

同和問題を解決するために、行政等の公的機関がすべきことはどのようなことか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



🔍 調査結果からわかること

「同和問題についてどの程度のことを知っているか」(質問⑰)では、「よく知っている」と「ある程度は知っている」の合計割合は 69.2%となっています。また、「同和問題を解決するために、行政等の公的機関がすべきことは何か」(質問⑱)では、「学校における人権教育で、同和問題の正しい知識を教える」が最も高く、次いで、「地域での生涯学習の機会等を通して、同和問題の正しい知識を普及する」の順となっており、合わせて 8 割強が同和問題について、正しい知識を持つことが大事だという回答となっています。

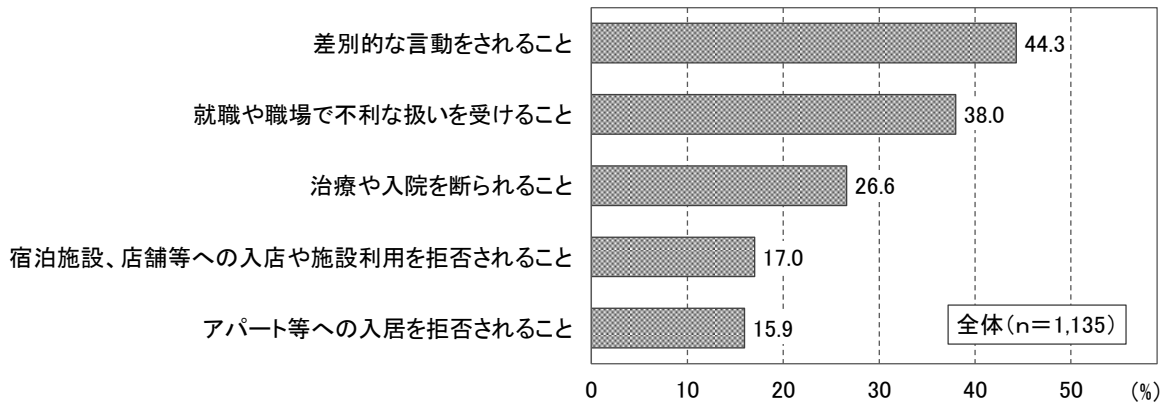
このようなことを踏まえ、同和問題の解決に向けた取組を進めるため、学校での人権教育の推進や地域における教育の場の提供、相談体制の充実に取り組む必要があります。

(8) 感染者等について

質問⑱

H I V感染者（エイズ患者を含む）・ハンセン病患者（元患者を含む）等の
人権尊重に関して、特に問題があるのはどのようなことか。

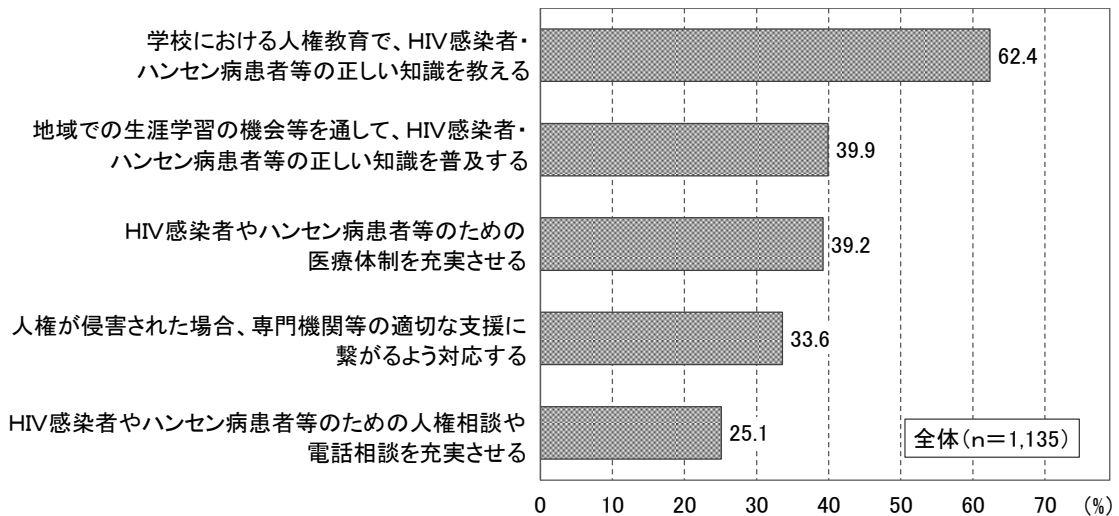
【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



質問⑳

H I V感染者（エイズ患者を含む）・ハンセン病患者（元患者を含む）等の
人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことはどのようなことか。

【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



🏠 調査結果からわかること

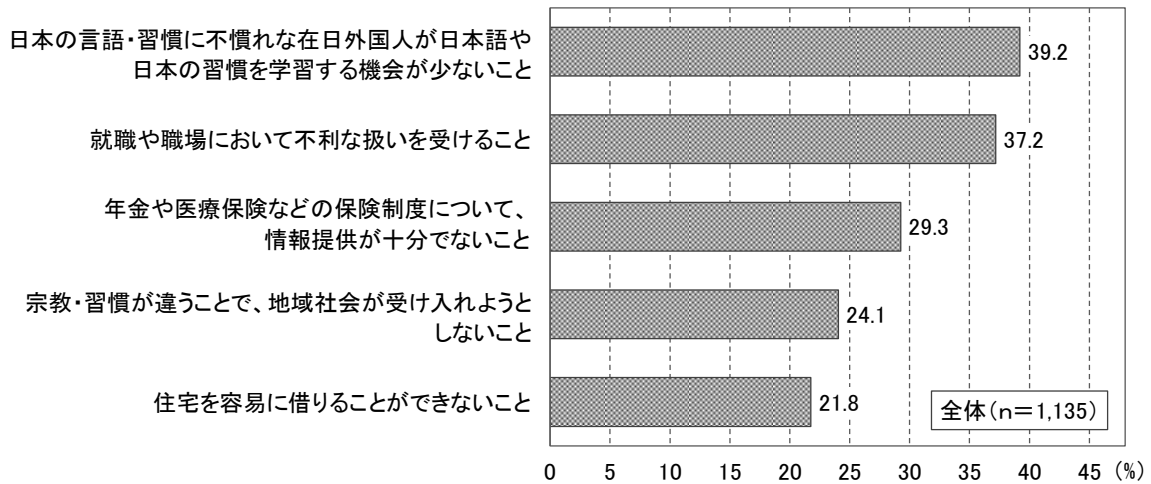
「感染者等の人権尊重に関して、特に問題があるのは何か」（質問⑱）では、「差別的な言動をされること」が最も高く、次いで、「就職や職場で不利な扱いを受けること」、「治療や入院を断られること」の順となっています。また、「感染者等の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことは何か」（質問㉔）では、「学校における人権教育で、H I V感染者・ハンセン病患者等の正しい知識を教える」が最も高く、次いで、「地域での生涯学習の機会等を通してH I V感染者・ハンセン病患者等の正しい知識を普及する」、「H I V感染者やハンセン病患者等のための医療体制を充実させる」の順となっています。

このようなことを踏まえ、感染症に対する差別や偏見等の防止・解消を図るために、正しい知識の普及・啓発に取り組む必要があります。

(9) 外国人の人権について

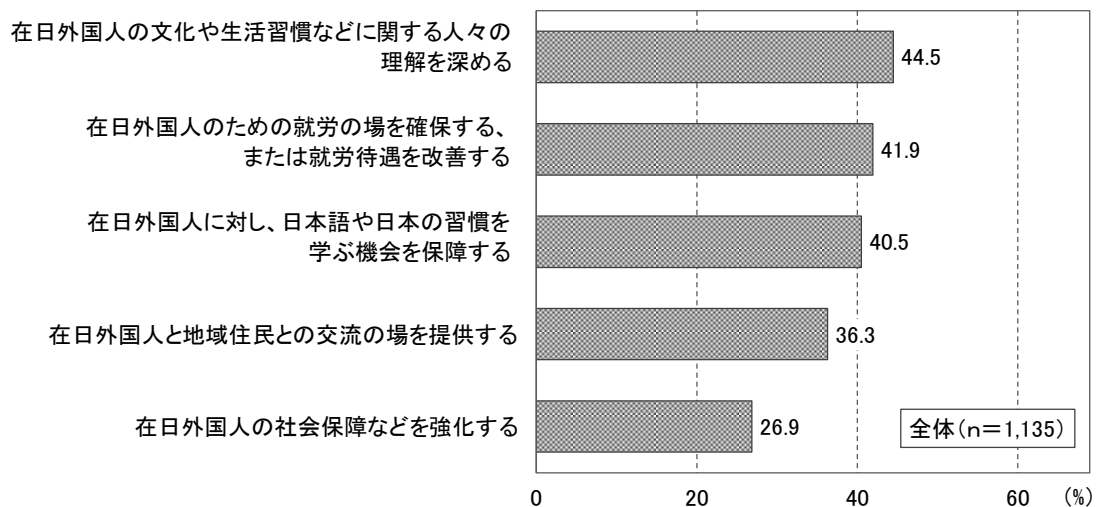
質問①

日本に居住している外国人の人権尊重に関して、特に問題があるのはどのようなことか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



質問②

日本に居住している外国人の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことはどのようなことか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



📌 調査結果からわかること

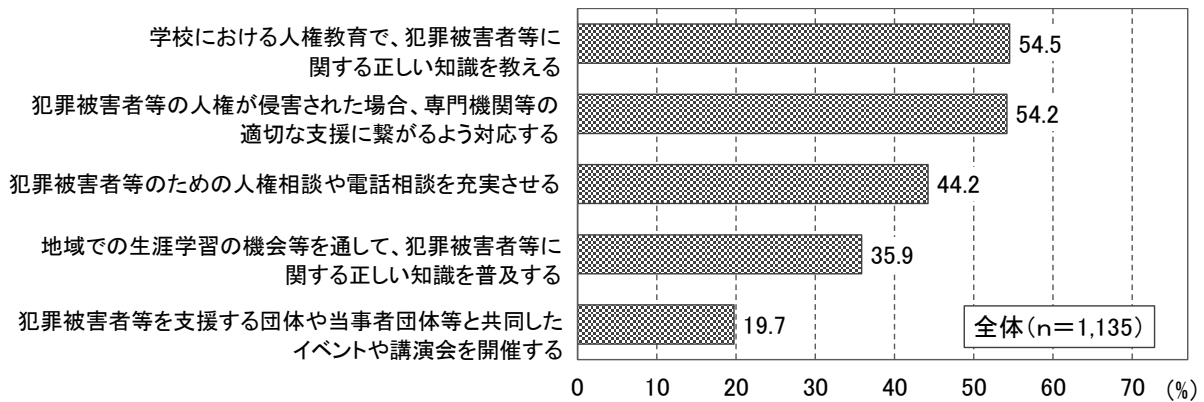
「日本に居住している外国人の人権尊重に関して、特に問題があるのは何か」（質問①）では、「日本の言語・習慣に不慣れな在日外国人が日本語や日本の習慣を学習する機会が少ないこと」と「就職や職場において不利な扱いを受けること」がほぼ同じ割合で高くなっています。また、「日本に居住している外国人の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことは何か」（質問②）では、「在日外国人の文化や生活習慣などに関する人々の理解を深める」が最も高く、次いで、「在日外国人のための就労の場を確保する、または就労待遇を改善する」、「在日外国人に対し、日本語や日本の習慣を学ぶ機会を保障する」の順となっています。

このようなことを踏まえ、諸外国の多様な文化や価値観等の違いを理解し、互いの立場を尊重できるための啓発に取り組む必要があります。

(10) 犯罪被害者等の人権について

質問②③

犯罪被害者等への支援を充実するために、行政等の公的機関がすべきことはどのようなことか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



📌 調査結果からわかること

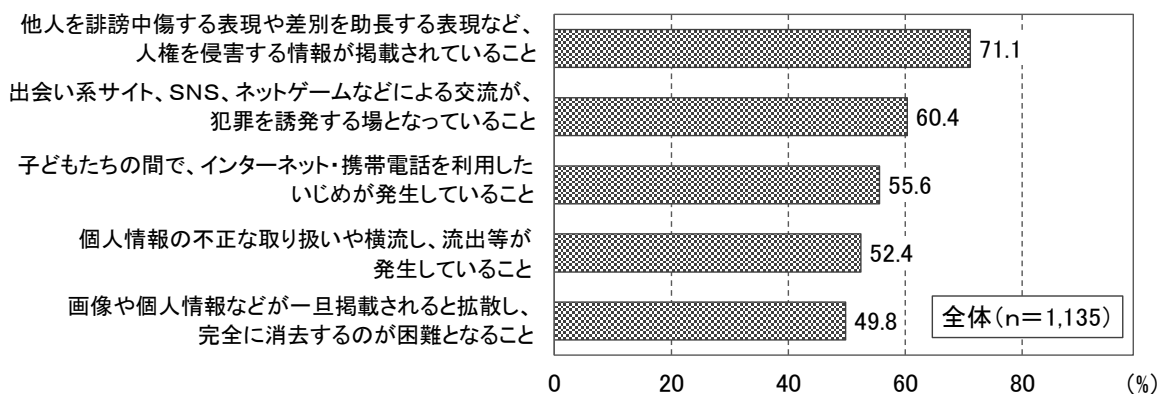
「犯罪被害者等への支援を充実するために、行政等の公的機関がすべきことは何か」（質問②③）では、「学校における人権教育で、犯罪被害者等に関する正しい知識を教える」と「犯罪被害者等の人権が侵害された場合、専門機関等の適切な支援に繋がるよう対応する」がほぼ同じ割合で高くなっています。

このようなことを踏まえ、犯罪被害者やその家族の人権が侵害されることがないように、学校や地域における教育の推進や、関係機関と連携を図り、適切な支援に繋がるよう努めていく必要があります。

(11) インターネットによる人権侵害について

質問②④

インターネットによる人権侵害に関して、特に問題があるのはどのようなことか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



📌 調査結果からわかること

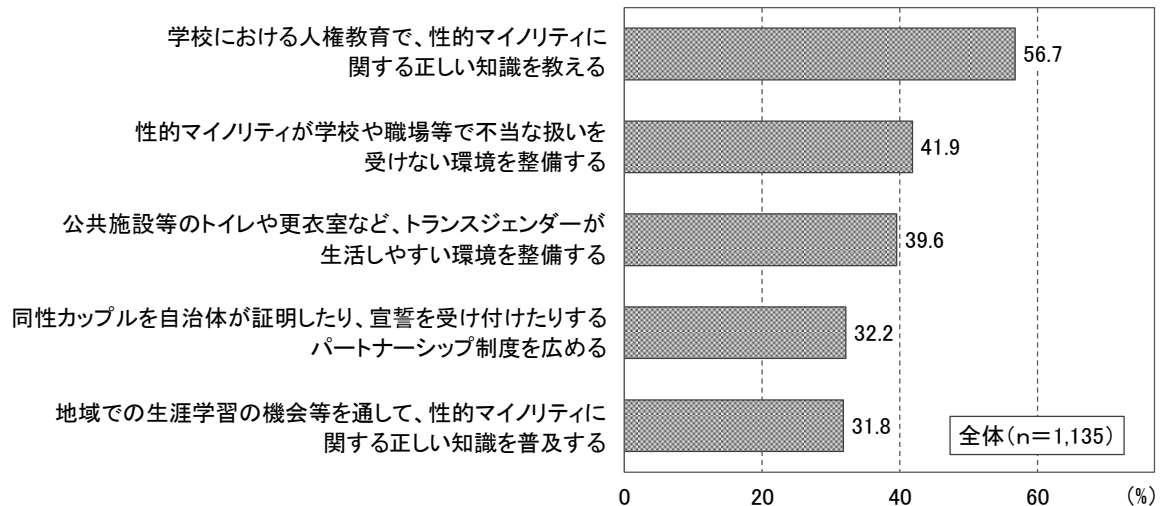
「インターネットによる人権侵害に関して、特に問題があるのは何か」（質問②④）では、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報が掲載されていること」が最も高く、次いで、「出会い系サイト、SNS、ネットゲームなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」、「子どもたちの間で、インターネット・携帯電話を利用したいじめが発生していること」の順となっています。

このようなことを踏まえ、インターネットの利用に伴う影響や危険性を正しく理解して適切に利用できるよう、教育や啓発に取り組む必要があります。

(12) 性的指向・ジェンダーアイデンティティの人権について

質問②⑤

性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことはどのようなことか。【複数回答可】 ※グラフは上位5番目まで



📌 調査結果からわかること

「性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権を守るために、行政等の公的機関がすべきことは何か」（質問②⑤）では、「学校における人権教育で、性的マイノリティに関する正しい知識を教える」が最も高く、次いで、「性的マイノリティが学校や職場等で不当な扱いを受けない環境を整備する」、「公共施設等のトイレや更衣室など、トランスジェンダーが生活しやすい環境を整備する」の順となっています。

このようなことを踏まえ、地域、職場、学校等において、多様な性のあり方の正しい理解を促進し、性的マイノリティ（LGBTQ+）を理由とする差別や偏見により人権が侵害されることがないように、教育や啓発に取り組む必要があります。

2. 事業所調査結果

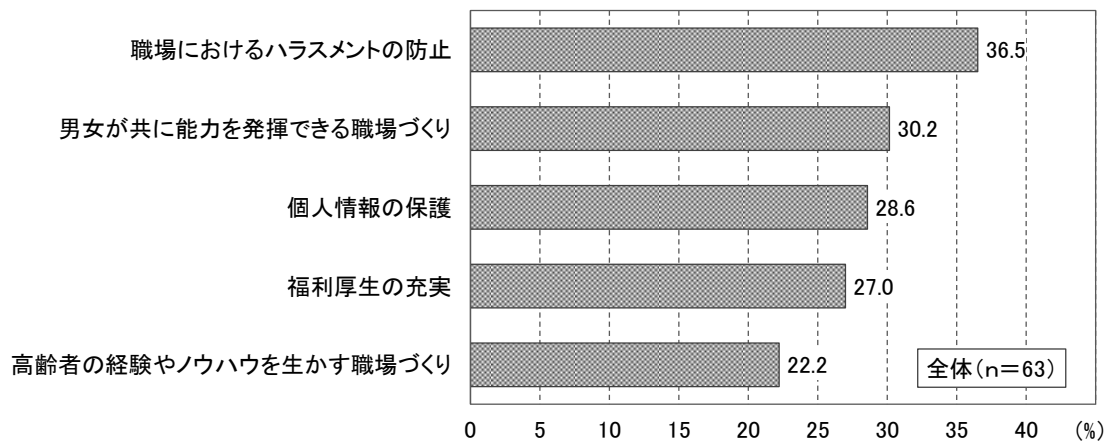
このたびの計画策定に当たり、市民だけでなく市内に事業所を構える企業にも調査を実施しました。（以下、調査結果を抜粋して記載）

◆調査期間：令和5年1月24日～2月7日

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	200 票	63 票	31.5%

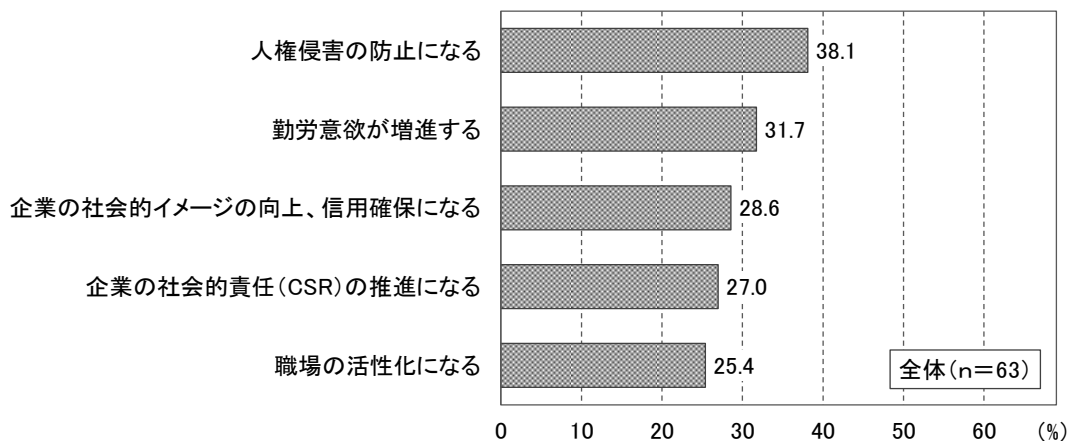
質問①

人権に関する事柄で、貴事業所において、特に関心があることはどのようなことか。【複数回答可】



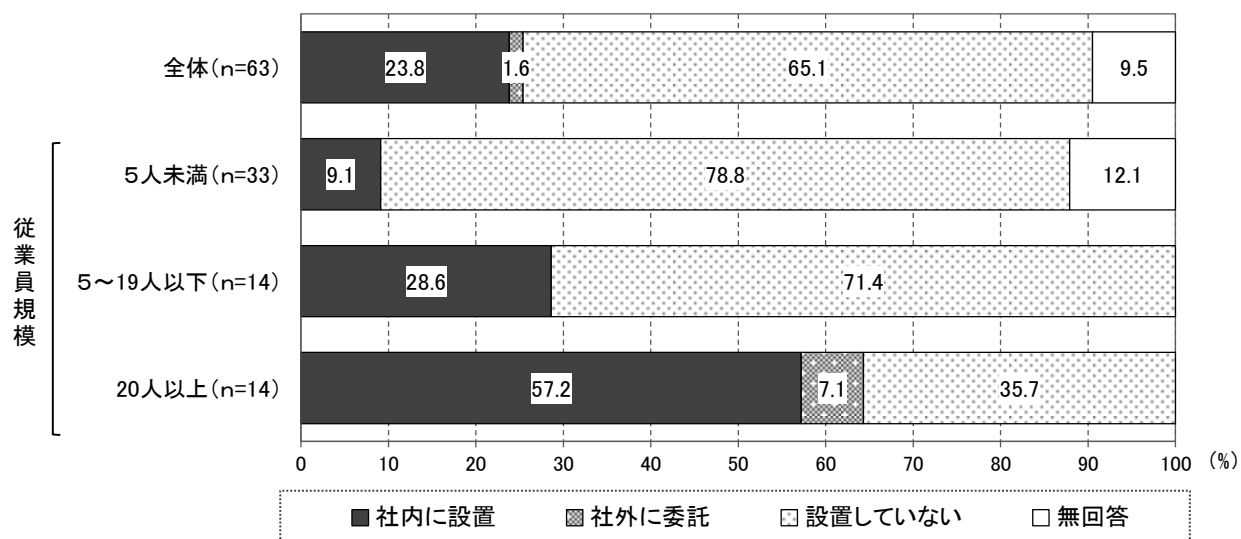
質問②

人権に関する取組を進めることにより、貴事業所における人権意識が高まることによってもたらされる効果について、どのようなことがあると考えられるか。【複数回答可】



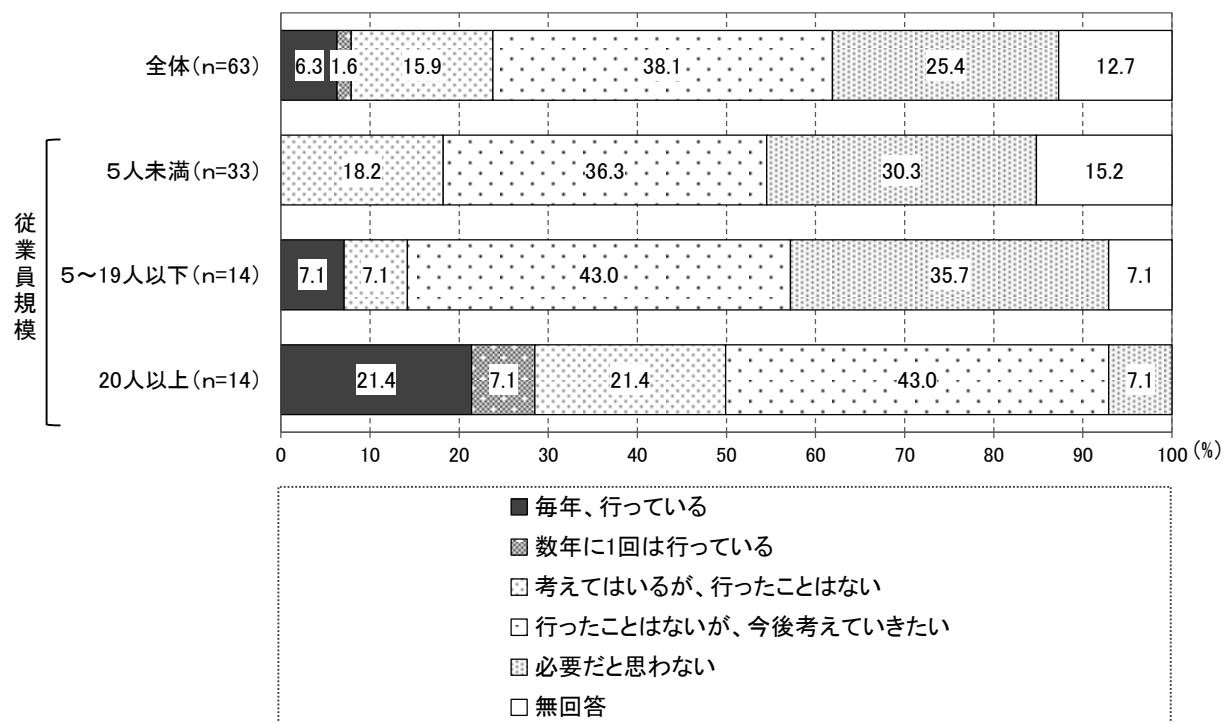
質問③

職場におけるハラスメントなど人権に関する相談窓口を設置しているか。



質問④

貴事業所では従業員に対して「人権研修」を行ったことはあるか。



📌 調査結果からわかること

「人権に関する事柄で、貴事業所で特に関心があることは何か」（質問①）では、「職場におけるハラスメントの防止」が最も高く、次いで、「男女が共に能力を発揮できる職場づくり」、「個人情報の保護」の順となっています。このことを踏まえ、事業所における人権に関する啓発やハラスメントについての研修、相談窓口の充実等の取組を進める必要があります。

「人権に関する取組を進めることにより、貴事業所における人権意識が高まることによってもたらされる効果は何か」（質問②）では、「人権侵害の防止になる」が最も高く、次いで、「勤労意欲が増進する」、「企業の社会的イメージの向上、信用確保になる」の順となっています。人権に関する取組を進めることは事業所として有益な面もあると思われる、就労環境の充実につながるよう事業所における人権教育や人権尊重の取組を進めていく必要があります。

「職場におけるハラスメントなど人権に関する相談窓口を設置しているか」（質問③）では、「社内に設置」の割合は、全体では23.8%ですが、従業員が20人以上では57.2%となっており、従業員規模が大きいほど社内に設置している割合が高くなっています。

「従業員に対して人権研修を行ったことはあるか」（質問④）では、「毎年、行っている」の割合は全体で6.3%ですが、従業員が20人以上では21.4%となっており、従業員規模が大きいほど実施している割合が高くなっています。

今後においては、人権研修を行っていない事務所も含めて、個人の能力が発揮できる職場づくりを促進できるよう、人権に関する効果的な啓発方法等を検討し、商工会をはじめ関係機関と連携しながら取組を進める必要があります。

第4章 計画の理念と体系

1. 基本理念

これまで、本市ではあらゆる広報・啓発や教育の場を通して、人権施策を推進してきました。今後においても「南国市人権を尊重するまちづくり条例」の理念に則り、現存する人権に関する問題を解決するため、一人ひとりが思いやりの心を持ち、様々な立場に立って考え、互いを理解し、多様性を認め合える地域社会を築く必要があります。

そのため、本計画では以下の基本理念を掲げて、様々な施策を展開することで、市民の人権意識の高揚と理解促進をはじめ、あらゆる人権課題の解決に向けた取組を推進することとします。

《基本理念》

一人ひとりが思いやりの心を持ち
互いの人権が尊重される
心豊かなまち なんこく



2. 基本的視点

世界人権宣言の第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。

この理念は、日本国憲法の精神にもかなうものであり、この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることが求められています。

本計画では、人権が尊重される心豊かな地域社会を築くために、次の3つの視点による施策を展開します。

(1) 人権感覚・人権意識の醸成

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育や啓発活動により、相手の立場にたって考えることの大切さ、人権が擁護されている状態や侵害されている状態を感知する「人権感覚」や、人権感覚を行動に結びつける「人権意識」を醸成することが重要です。

このため、市民が幼少期から生涯にわたって学校や地域等の様々な場で学べるよう、人権教育の推進や人権啓発に努めます。

(2) 人権侵害を防止する環境づくり

すべての人の人権が尊重される社会をめざす上で、社会的に弱い立場に置かれやすい人への支援や、個性や能力を発揮できる支援を充実する必要があります。また、家庭や職場、地域等、あらゆる場面で人権が守られ、安心して暮らせる社会をつくるには、ソフト・ハード両面からの環境づくりが必要です。

このため、各分野の個別計画の着実な推進やソフト・ハードの両面にわたるまちづくりに努めます。

(3) 相談支援体制の充実

人権侵害を受けた人や人権問題に悩んでいる人がひとりで問題を抱えることは、問題の解決につながらないだけでなく、問題がさらに拡大し複雑化する可能性があります。

このため、人権侵害を受けた人等が安心して相談でき、問題解決に向けて適切な支援につながるよう、国、県、関係機関等との連携を図りながら相談支援体制を充実するとともに、相談窓口の周知に努めます。

3. 施策体系

《基本理念》

一人ひとりが思いやりの心を持ち
互いの人権が尊重される
心豊かなまち なんこく

- (1) 人権感覚・人権意識の醸成
- (2) 人権侵害を防止する環境づくり
- (3) 相談支援体制の充実

《施策体系》

	項目	施策項目
1 人権施策全般	1-1 人権啓発・教育	(1) 市民への啓発活動 (2) 人材の育成 (3) 人権学習の推進 (4) 職員研修の充実
	1-2 相談支援体制	(1) 相談窓口の周知と相談支援体制の充実 (2) 人権侵害事案への体制強化
2 分野別施策	2-1 女性	(1) 男女の人権を尊重する意識の向上 (2) 男女共同参画に関する学習の推進 (3) 女性登用の推進 (4) ワーク・ライフ・バランスの実現 (5) 子育てに関する相談支援体制の充実 (6) あらゆる暴力からの保護 (7) 女性の人権に配慮した防災・防犯体制の整備

	項目	施策項目
2 分野別施策	2-2 子ども	(1) 子どもの人権に関する教育・啓発 (2) 子どもが健全に成長できる環境づくり (3) 子どもの虐待やいじめの防止 (4) 特別支援教育の充実と人権啓発 (5) 家庭教育の支援 (6) 厳しい家庭環境にある子どもへの支援
	2-3 高齢者	(1) 高齢者福祉と介護保険サービスの充実 (2) 介護予防事業の充実 (3) 高齢者の権利擁護の推進 (4) 防災・防犯対策の充実 (5) 高齢者の社会参加の促進
	2-4 障害者	(1) 合理的配慮が行き届いたまちづくり (2) 交流・参加できる機会づくり (3) 障害者の自己選択の尊重 (4) 障害者の権利擁護の推進 (5) 防災・防犯対策の充実 (6) 就労支援の充実 (7) 優しいまちづくりの推進
	2-5 同和問題	(1) 同和問題に関する教育・啓発の推進
	2-6 感染者等	(1) 感染者等の人権擁護の推進
	2-7 外国人	(1) 外国人が安心して暮らせる社会づくり
	2-8 犯罪被害者等	(1) 犯罪被害者等の人権の擁護
	2-9 インターネット	(1) インターネット・SNS等による人権侵害への対応
	2-10 災害と人権	(1) 災害時の人権への対応
	2-11 性的指向・ジェンダーアイデンティティ	(1) 性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権の擁護
	2-12 様々な人権課題	(1) 様々な人権課題への対応

第5章 施策の展開

1. 人権施策全般について

1—1 人権啓発・教育

現状と課題

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利です。市民一人ひとりが人権問題に対する意識・感性を高め、人権を文化として根づかせていく必要があります。

市民意識調査によると、「今の南国市では、人権が十分守られているか」という質問に対し、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合は42.9%と半数を下回っており、人権意識の一層の向上に努める必要があります。

基本方針

学校、家庭、地域、職場等、様々な場を通して、人権教育や人権に関する啓発に取り組み、互いの立場を尊重できる環境づくりをめざします。

施策項目	施策内容
(1)市民への啓発活動	■広報紙やホームページ、また公式LINE等のSNSを活用し、人権に関する情報の発信に取り組みます。 ■人権に関わる関係団体等と連携しながら、市民に対する啓発活動を推進します。 ■「部落差別をなくする運動」強調旬間や人権週間等、時機を捉えた広報や啓発活動の推進に努めます。 ○「スマイリーハート人権講座」の実施 ○広報紙への「人権シリーズ」の掲載 ○「人権パネル展」の開催 ○イベント等を利用した啓発
(2)人材の育成	■関係機関や人権擁護委員、民生児童委員等と連携を図りながら、人権擁護活動を行うことができる人材の育成に努めます。 ○「スマイリーハート人権講座」の実施

施策項目	施策内容
(3)人権学習の推進	■地域や学校において様々な人権問題に関する学びの機会を提供します。 ○学校における人権学習の推進 ○「南国市人権教育研究大会」の実施 ○「人権教育のあゆみ」の編さん ○小中学校への出前講座の実施 ○「スマイリーハート人権講座」の実施
(4)職員研修の充実	■複雑化する相談内容に対応できるよう、相談にあたる職員の相談対応・支援技術の向上に向け、研修等を実施します。 ○派遣研修やオンライン研修の実施 ○「スマイリーハート人権講座」の実施

1—2 相談支援体制

現状と課題

人権を侵害する行為を未然に防いだり、被害にあっている人を適切な支援につないだりするため、相談支援体制の充実を図る必要があります。

市民意識調査によると、「人権が侵害された場合にどのような対応をしたか」という質問に対し、「黙ってがまんをした」と半分以上の人が答えています。また、「相談できる公的な機関や窓口を知っているか」という質問に対し、4人に1人程度が「知っている」と答えています。

困り事があれば相談できるよう、相談先の広報・周知と相談窓口の充実に努めるとともに、国・県の相談機関や人権擁護委員による相談事業との連携を深める必要があります。

基本方針

人権相談窓口の広報・周知に努めるとともに、人権に関する相談支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

施策項目	施策内容
(1) 相談窓口の周知と相談支援体制の充実	■ 人権相談窓口を周知するとともに、関係機関・団体等との連携のもと、各種相談支援体制の充実と人権擁護の推進に努めます。 ○ 広報紙・パンフレット等による各種相談窓口の周知
(2) 人権侵害事案への体制強化	■ 人権侵害事案の発生に備え、人権擁護委員等、関係機関・団体との連携のもと、問題解決を図るための体制強化に努めます。 ○ 事案発生の際の関係課や関係機関との連携強化 ○ 人権を尊重するまちづくり審議会の開催

2. 分野別施策について

2—1 女性

現状と課題

男女平等の理念は憲法にも記されており、様々な法律により男女平等の原則は整えられています。しかし、現実的には固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む一因となっています。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い等の問題も多く発生している状況です。

こうした女性の人権問題について、平成28（2016）年に「女性活躍推進法」が施行され、行動計画の策定や公表等が義務付けられました。また、令和2（2020）年に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が施行され、事業主のパワーハラスメント防止等、職場におけるハラスメント防止対策が強化されています。

基本方針

「第2次南国市男女共同参画推進計画 女性活躍推進計画」に基づいた各種施策の推進に努めることにより、女性の人権と尊厳が重んじられ、女性であることを理由に社会における活動が制約されることなく、個人として能力を発揮する機会が確保される社会をめざします。

施策項目	施策内容
(1)男女の人権を尊重する意識の向上	■固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を進めるための広報や啓発活動を推進します。 ○広報紙・ホームページ等での啓発 ○男女共同参画広報版パンフレットを活用した啓発
(2)男女共同参画に関する学習の推進	■学校や生涯学習の場において、男女平等や男女共同参画についての教育の充実に努めます。 ○小中学校への出前教室の実施 ○学校での男女平等の視点にたった人権教育の推進 ○公民館等の地域活動の場における男女共同参画への意識・認識を深める情報の提供

施策項目	施策内容
(3)女性登用の推進	■市の計画や施策等に女性の意見が反映できるよう審議会等における女性委員の比率を高めます。 ■市の管理職においては、性別を問わず、経験や個々の能力により女性の登用を行っていきます。 ■企業、団体等に対し、女性の登用に向けた取組を推進するよう働きかけます。 ○女性職員及び管理職の育成 ○市の審議会等への女性委員の登用 ○企業・団体等における女性登用についての啓発
(4) ワーク・ライフ・バランス ^(※) の実現	■性別によらず多様な生き方を選択し、個性と能力を十分に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。 ○市職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、「南国市特定事業主行動計画」に基づく取組の推進 ○男性職員の積極的な育児・介護への参加の推進 ○年次休暇及び育児休業等の取得の促進
(5)子育てに関する相談支援体制の充実	■子育てに関する負担感を軽減できるよう相談支援体制の充実に努めます。 ○こども家庭センターでの相談支援 ○保健師、助産師による訪問
(6)あらゆる暴力からの保護	■身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性の人権を擁護するため、関係機関・団体等と連携して相談支援体制の充実に努めます。 ■性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等は重大な人権侵害であることを周知し啓発に努めます。 ○庁内連携及び関係機関との連携による情報の共有 ○国・県等の相談窓口の周知
(7)女性の人権に配慮した防災・防犯体制の整備	■地域の防災・防犯活動が、固定的な性別役割分担意識にとらわれないう、男女共同参画の視点を取り入れた活動を促進します。 ■避難所の運営について、各々のニーズの違い等により、あらゆる視点に立った配慮に努めます。 ○自主防災組織への女性参画の促進 ○避難所の管理・運営等への女性参画の推進 ○女性の視点による避難所の設備・備蓄物資の整備

2-2 子ども

現状と課題

子どもの人権を守るため、平成元(1989)年に国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択され、日本は平成6(1994)年にこの条約を批准しました。平成11(1999)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」がそれぞれ施行されるとともに、令和4(2022)年に「児童福祉法等の一部を改正する法律(改正児童福祉法)」が施行される等、様々な法律も整備されています。

しかし、近年、子どもを取り巻く家族形態は、少子化や核家族化、ひとり親世帯、共働き世帯等、多様化しています。そして、インターネットやスマートフォン等、携帯端末の普及により、低年齢から簡単に沢山の情報を取得でき(有害サイトへのアクセス等)、知らない人とつながることで犯罪に巻き込まれるケースも増加しています。ゲームやスマートフォン依存等、夜型生活の助長、そのことに起因する睡眠不足による生活習慣の乱れ等、子どもの健全な成長に深刻な影響を及ぼすケースもあります。また、いじめや不登校、児童虐待や性犯罪、ヤングケアラー^(※)、子どもの貧困等、重大な事案も発生しており対応が急がれます。地域のコミュニティの強化や子ども同士の交流の場の確保等、人間関係の希薄化を解消し、みんなで子どもを見守っていくことが重要です。

基本方針

「南国市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの置かれている状況や子どもの人権の尊重・保護に向けた取組を推進し、子どもが健全に育成できる環境づくりをめざします。

施策項目	施策内容
(1) 子どもの人権に関する教育・啓発	■市民及び保育・教育に携わる者を対象として、子どもの人権意識を高める教育・啓発に取り組みます。 ○南国市人権教育研究大会の実施 ○人権の花運動の実施 ○保育サービス講習会への参加 ○高知オレンジリボンキャンペーンの後援 ○児童虐待防止推進月間(毎年11月)における、広報紙、SNSでの啓発

施策項目	施策内容
(2) 子どもが健全に成長できる環境づくり	■保育サービスの充実等により、子どもの健やかな育成と子育て世帯を支援します。 ○学童保育事業の実施 ○放課後子ども教室の実施 ○ファミリーサポートセンター事業の実施 ○子育て家庭の経済的負担の軽減
(3) 子どもの虐待やいじめの防止	■子どもの虐待やいじめの未然防止・早期対応のため、関係機関と連携した体制を確保します。 ○要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携による虐待の未然防止・早期対応 ○児童虐待防止コーディネーターの配置 ○SOSの出し方教育の取組 ○ゲートキーパー^(※)養成研修の実施 ○スクールカウンセラー^(※)の配置 ○スクールソーシャルワーカー^(※)の配置
(4) 特別支援教育の充実と人権啓発	■障害の種類や程度に応じた適切な指導を推進するとともに、交流活動等により障害のある児童生徒への正しい理解と協力が得られるよう努めます。 ○特別支援教育の推進 ○親育ち特別支援保育コーディネーターの配置 ○合理的配慮コーディネーターの配置 ○児童生徒との交流教育の推進
(5) 家庭教育の支援	■子どもの人権尊重意識の形成には、保護者自身が人権を大切にする生き方を示すことが重要です。このため、保護者に対する学習機会の提供等、家庭教育を支援する取組の充実に努めます。 ○発達相談事業（のびのびる一む、にこにこルーム、ペアレントプログラム等）の実施 ○親育ちの講座の実施
(6) 厳しい家庭環境にある子どもへの支援	■親の貧困により子どもの人権が侵害されることのないよう、貧困家庭の子どもへの相談支援体制の充実とヤングケアラー問題の対応に努めます。 ■自宅に引きこもりがちの子どもや不登校の児童生徒等への適切な対応と家庭への支援を行う体制を確保します。 ○スクールカウンセラーの配置 ○スクールソーシャルワーカーの配置 ○不登校児童生徒が教育に参加できる場の確保

2-3 高齢者

現状と課題

高齢者の人権問題については、平成18(2006)年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策の充実が進められています。また、平成28(2016)年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、本市でも、認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が低下した人を支援する制度の周知・啓発と利用促進のための体制づくりに取り組んでいます。さらに、平成30(2018)年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、高齢や障害の有無に関わらず誰もが社会参加しやすいユニバーサル社会の環境づくりの取組が強化されています。

超高齢社会に向けて、高齢者への虐待や権利擁護に関する課題解決に向けた取組を進めるとともに、高齢者が元気でいつまでも暮らせる環境づくりや介護保険サービスの質の向上等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりを一層強化する必要があります。

基本方針

「南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」等の個別計画に基づいた各種施策の推進に努めることにより、高齢者の人権の尊重に向けた取組を推進し、高齢者が生きがいを持って安全・安心に暮らせる社会の実現をめざします。

施策項目	施策内容
(1) 高齢者福祉と介護保険サービスの充実	■ 高齢者の人権尊重及び家族介護者の負担軽減を図るため、高齢者福祉と介護保険サービスの充実に努めます。 ○ 高齢者福祉施策の充実 ○ 介護保険サービスの充実 ○ 地域包括支援センターをはじめとする高齢者を対象とした相談窓口の強化
(2) 介護予防事業の充実	■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施やフレイル^(※)予防等、保健衛生部門との連携による健康づくりと介護予防を推進します。 ○ 一般介護予防事業の推進 ○ 健康教室、健康相談事業の推進 ○ 各種健（検）診の実施 ○ 「健康なんこく☆きらり☆フェア」の開催 ○ フレイルサポーターによるフレイルチェックの実施

施策項目	施策内容
(3) 高齢者の権利擁護の推進	■認知症の高齢者等、判断能力が十分ではなく人権侵害を受けやすい人を支援するため、成年後見制度の利用促進や権利擁護にかかる相談事業の充実に努めます。 ○南国市権利擁護センターや地域包括支援センター等での相談支援の充実 ○成年後見制度の利用促進 ○認知症サポーターの養成
(4) 防災・防犯対策の充実	■高齢者が安心して安全な生活ができるよう、防災・防犯対策の充実に努めます。 ○避難行動要支援者名簿の作成と要配慮者支援対策の推進 ○高齢者に配慮した避難所の設備・備蓄物資の整備 ○消費者被害に関する啓発活動の推進 ○高齢者を狙った犯罪（特殊詐欺等）の予防に向けた広報・啓発
(5) 高齢者の社会参加の促進	■高齢者がいつまでもいきいきと暮らすことができるよう、社会に関わる支援を行います。 ○シルバー人材センター運営への助成 ○老人クラブ活動への支援

2—4 障害者

現状と課題

平成 18（2006）年の国連総会において「障害者権利条約」が採択されました。これは、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とするもので、障害者に関する初めての国際条約です。日本は、平成 23（2011）年「障害者基本法の改正」や平成 25（2013）年「障害者差別解消法」の制定等、障害者制度の改革を行い、平成 26（2014）年にこの条約に批准しています。

特に、平成 23（2011）年、障害者基本法の改正では、障害は病気や外傷等から生じる個人的な問題であり、医療を必要とするものであるという「医学モデル」の考え方から社会的障壁（事物、制度、慣行等）によって作られたものであるとする「社会モデル」の考え方を踏まえて障害者の定義が見直されています。

また、平成 24（2012）年、自治体への通報を義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や障害のある人もない人もともに生きる共生社会の実現をめざすため、平成 28（2016）年に施行された「障害者差別解消法」では、行政機関と民間事業者に「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供を求めています。令和 6（2024）年 4 月 1 日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。それに先立ち、令和 5（2023）年 10 月から障害者差別に関する相談窓口である「つなぐ窓口」が試行的にスタートしています。障害のある人にとっての社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くためには、障害のある人とともに考え、住みよい社会づくりを進めていく必要があります。

基本方針

「南国市障害者基本計画」、「南国市障害福祉計画」、「南国市障害児福祉計画」等の個別計画に基づいた各種施策の推進に努めることにより、障害者の人権の尊重・保護に向けた取組を推進するとともに、障害者が社会参加及び就労支援等により、個性や能力を十分に発揮しながら安全・安心に暮らせる社会の実現をめざします。

施策項目	施策内容
(1)合理的配慮が行き届いたまちづくり	■「障害者差別解消法」の理念の普及により、障害者差別がなく、ソフト・ハードの両面において、合理的配慮が行き届いたまちづくりをめざします。 ○市民の関心と理解を深めるための広報・啓発 ○公共施設等における合理的配慮の推進 ○市職員への研修の実施

施策項目	施策内容
(2) 交流・参加できる機会づくり	■スポーツ・レクリエーション・文化活動・ボランティア活動等、障害者が主体的にふれあいや交流ができる機会の充実に努めます。 ○障害者団体の活動支援 ○各種スポーツ教室や大会の開催 ○総合型地域スポーツクラブまほろばクラブ南国との連携
(3) 障害者の自己選択の尊重	■障害者が必要なサービスを選択できるよう、自己決定を尊重する相談支援の充実に努めます。 ○相談支援事業の充実 ○障害福祉サービスの推進 ○地域生活支援事業の推進
(4) 障害者の権利擁護の推進	■障害者が安心して生活できるよう、日常生活の相談支援体制の充実に努めるとともに、判断能力が十分でない人の権利・財産等を守るための成年後見制度の利用促進や権利擁護にかかる相談支援体制の充実に努めます。 ○南国市権利擁護センターや障害者虐待防止センター等での相談支援の充実 ○成年後見制度の利用促進
(5) 防災・防犯対策の充実	■障害者が安心して安全な生活ができるよう防災・防犯対策の充実に努めます。 ○避難行動要支援者名簿の作成と要配慮者支援対策の推進 ○障害者に配慮した避難所の設備・備蓄物資の整備 ○消費者被害に関する啓発活動の推進 ○障害者を狙った犯罪（特殊詐欺等）の予防に向けた広報・啓発
(6) 就労支援の充実	■障害者が、その能力と個性を最大限に発揮できるよう、関係機関・団体等との連携のもと、就労支援体制の充実に努めます。 ○相談支援事業の充実 ○就労移行支援サービスの充実 ○就労継続支援サービスの充実 ○市における障害者雇用の推進
(7) 優しいまちづくりの推進	■障害者を含め、誰もが暮らしやすい環境のため、公共施設等において、新設や改修の際はバリアフリーやユニバーサルデザイン^(※)となるよう努めます。 ○道路・歩道等のバリアフリー化の推進 ○公共施設や公園におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化 ○公営住宅におけるバリアフリー化

2—5 同和問題

現状と課題

同和問題（部落差別）とは日本の歴史において形作られた身分差別により、一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、社会的不利益を受けてきた日本固有の人権問題です。

同和問題について、国は地方公共団体と共に、昭和44（1969）年から33年間、「同和对策事業特別措置法」等による特別対策を行うことで、課題解決に向けた取組が進められました。平成28（2016）年に施行された「部落差別解消推進法」では、部落差別の解消を推進し部落差別のない社会を実現することを目的として施行されました。しかしながら、差別的言動や落書き等の事案は依然として発生しており、また、インターネットを利用して差別を助長するような悪質な書き込みも発生しています。

基本方針

「部落差別解消推進法」の趣旨に則り、同和問題（部落差別）に関するあらゆる差別が解消されるよう、同和教育や人権教育を積極的に行い、正しい認識と理解を深め、差別のない社会の実現をめざします。

施策項目	施策内容
(1)同和問題に関する教育・啓発の推進	■同和問題の解決に向けて、時機を捉えた広報や啓発活動の推進に努めます。 ■人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生児童委員等と連携を図ります。 ○人権週間や「部落差別をなくする運動」強調旬間中の啓発 ○人権パネル展の開催 ○市職員への研修の実施 ○人権カレンダーの作成

2—6 感染者等

現状と課題

感染症等に罹患した患者やその家族の中には、病気に対する誤った知識や認識不足による偏見や差別を受けることがあり、肉体的だけでなく、精神的な苦痛を強いられる方が多く存在しています。その一つとして、ハンセン病はかつて「らい病」と呼ばれ、「らい菌」により感染しますが、その感染力は極めて弱いものです。しかし、日本では特殊な病気として扱われるとともに、昭和6（1931）年に制定された「らい予防法」以後、同法が廃止される平成8（1996）年まで強制的な隔離政策がとられ、患者のみならず、その家族までも基本的人権を奪われた生活を強いられてきました。

また、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は非常に感染しにくいウイルスですが、日本では昭和60（1985）年に非加熱性血液製剤によるH I V感染被害である薬害事象によりエイズ患者の存在が表面化しました。当時は簡単に感染して発病すれば必ず死亡するという誤った知識が広がり、H I V感染者等への差別が発生しました。

さらに、令和2（2020）年に全国で拡大した新型コロナウイルス感染症では、未知のウイルスに対する不安や恐怖により、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷、接種拒否による差別、いじめ、また自粛生活が続くことによるDV被害や性被害等、多くの人権侵害が生まれました。

今後も、感染症に対する差別や偏見等の防止・解消を図り、正しい知識の普及・啓発の取組を推進していくことが必要です。

基本方針

感染者等に対するあらゆる差別が解消されるよう、感染症に対する正しい知識と認識の普及・啓発を推進し、誤った偏見や差別のない社会をめざします。

施策項目	施策内容
(1)感染者等の人権擁護の推進	■ハンセン病やH I V等に関し、誤った知識によって生じる患者への偏見・差別を解消するため、関係機関・団体等との連携のもと、教育・啓発の推進に努めます。 ○人権に関する教育・啓発の推進 ○感染者等の人権擁護

2-7 外国人

現状と課題

国際化の進展等により日本で生活する外国人が増加する中で、言語、文化、生活習慣の違い等による理解不足等から外国人に対する偏見や人権侵害につながる場合があります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化しています。日本では平成7（1995）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」に批准するとともに、その条約を踏まえた外国人の人権を尊重する取組が進められ、また平成28（2016）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されヘイトスピーチを容認しない取組が行われています。

本市においては、大学や高等教育機関への留学生や就労等により外国人は数多く暮らししておりその国籍も多岐にわたっています。日常で外国人と接する機会も多くなり、外国籍の人が地域の中で安心して暮らせるように、交流事業や情報提供、困り事等を相談しやすい環境づくりを進めています。今後も、多様な文化、価値観等の違いを知り、相互理解を深めるための取組が必要です。

基本方針

国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化や価値観を認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていこうとする多文化共生の地域づくりをめざします。

施策項目	施策内容
(1)外国人が安心して暮らせる社会づくり	■外国人が安心して暮らせる社会の実現のため、外国人への情報提供の充実や、市民への多文化共生への理解を深める機会や場の提供に努めます。 ○外国人に配慮した相談体制の確保 ○119 番多言語通報通訳サービス ○「やさしい日本語」の普及・啓発 ○南国市国際交流協会の活動支援

2—8 犯罪被害者等

現状と課題

犯罪被害者やその家族が、犯罪そのものやその後遺症等により精神的、身体的、経済的に大きな負担を強いられることに加えて、興味本位のうわさや誹謗中傷、配慮に欠けた言動等によってプライバシーや人権が侵害され、また報道機関による過剰な取材により生活の平穏がおびやかされる等、二次被害を受ける問題が発生しています。

このような状況を踏まえ、平成 17（2005）年に施行された「犯罪被害者等基本法」に基づき、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等を保護するための施策が進められています。高知県においては令和 2（2020）年に「高知県犯罪被害者等支援条例」を制定し、「犯罪被害者週間（11 月 25 日から 12 月 1 日まで）」をはじめ、犯罪被害者等に関する理解を深める取組が展開されています。犯罪被害者やその家族の立場に立ち、人権が侵害されることのないよう、二次被害を防止する取組が求められています。

基本方針

犯罪被害者等に関するプライバシーや人権が確保され、正しい知識や理解を深めるよう啓発を行い、犯罪被害者等が安心して生活できる社会をめざします。

施策項目	施策内容
(1) 犯罪被害者等の人権の擁護	■ 犯罪の被害にあった人やその家族が、興味本位のうわさ等によって人権侵害を受けることがないよう、関係機関・団体と連携して啓発に努めます。 ○ 人権に関する教育・啓発の推進 ○ 犯罪被害者等の人権擁護

2-9 インターネット

現状と課題

インターネットやSNS等の普及に伴い、情報化が進み社会生活において利便性は大きく向上しました。一方で、匿名性を悪用した誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現等は人権を侵害する行為であり、社会的に大きな問題となっています。このようなインターネット上の人権侵害について、令和3（2021）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、インターネット上で権利侵害があった場合、発信者情報開示の手続きが迅速にできるようになりました。また、子どものインターネット利用の増加に伴い、子どもが加害者や被害者になる事案も発生していることを踏まえ、平成30（2018）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が改正され、18歳未満の利用者に有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことが事業者等に義務付けられています。

インターネットの利用に際しては、影響や危険性を正しく理解し、ルールやモラル^(※)を守り適切に利用するよう、教育や啓発を推進する必要があります。

基本方針

インターネットやSNS等に関する正しい知識の普及・啓発と情報モラルに関する啓発を推進し、だれもが被害者にも加害者にもならない社会をめざします。

施策項目	施策内容
(1) インターネット・SNS等による人権侵害への対応	■ インターネットやSNS等を利用する上でのモラルや責任について正しく理解できるよう啓発に努めるとともに、人権侵害を受けた場合の相談支援体制の充実に努めます。 ○ 情報化社会に対応した人権に関する教育・啓発の推進 ○ 情報モラル教育の推進

2—10 災害と人権

現状と課題

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災は、地震や津波の発生により多くの命を奪い、壊滅的な被害をもたらす等、未曾有の大災害となりました。また、平成 28（2016）年に発生した熊本地震においては、地震の揺れにより亡くなられた方（直接死）よりも、避難生活の中で体調を崩し亡くなられた方（災害関連死）が多かったという事態が発生し、避難所運営の重要性が改めて認識されました。甚大な災害において、長期化する避難生活でのストレスやプライバシーの侵害等のほか、避難所運営等で女性、高齢者、障害者等に対して配慮が行き届かない事例が報告される等、災害時における人権問題が顕在化しています。

このような中、国においては「災害対策基本法」に基づき策定した「防災基本計画」を時代の要請に応じて修正する等、災害時における人権課題の解決に向けた取組が進められています。本市においても「南国市地域防災計画」を策定し市民の安全を守る取組を進めるとともに、近い将来発生が予測される南海トラフ地震や大雨、台風等の自然災害時において、人権が守られるよう、様々な事態を想定した避難所運営について検討を進めています。

基本方針

南海トラフ地震や大雨、台風等の自然災害に対応する必要があるため、災害時の支援体制を強化するとともに、避難所等における人権への配慮がされた生活環境の確保をめざします。

施策項目	施策内容
(1) 災害時の人権への対応	■地震や津波等により被災した場合を想定して、平時からあらゆる人に配慮した避難想定を行い、その対応に努めます。 ○支援が必要な方に配慮した避難訓練の実施 ○自主防災組織への女性参画の促進（再掲） ○あらゆる人に配慮した避難所の設営及び運営支援 ○避難所の管理・運営等への女性参画の推進（再掲） ○女性の視点による避難所の設備・備蓄物資の整備（再掲） ○高齢者や障害者に配慮した備蓄物資の整備（再掲） ○高齢者や障害者等の避難行動要支援者名簿の作成と要配慮者支援対策の推進（再掲）

2—11 性的指向・ジェンダーアイデンティティ

現状と課題

恋愛・性愛の対象が同性に向かう同性愛や男女両方に向かう両性愛の人や、身体の性と心の性が一致しないことで違和感をもつ人等、性的マイノリティ（LGBTQ+）とされる人たちは、無理解や偏見、孤立等、周囲の差別的な言動に苦しみや生きづらさを感じていることが少なくありません。性の多様性の幅は広がっており、近年では性のあり方を総称した「SOGI（性的指向と性自認）」という言葉が用いられるようになりました。また、当事者に対し理解や支援する「ALLY（アライ）」という人達の活動も増えつつあります。

国においては、平成16（2004）年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の要件により性別の変更ができるようになり、平成20（2008）年には同法の改正により、家庭裁判所による性別変更要件が緩和されました。さらに、令和5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。

本市においても、令和4（2022）年11月にお互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二人が、パートナーシップの関係であると届け出ることができる「南国市パートナーシップ登録制度」を開始しました。多様な性のあり方について、正しく理解し、地域、職場、学校等において、お互いを認め合い尊重し合えるよう、引き続き啓発を推進していくことが必要です。

基本方針

性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する理解が深まり、多様性を認め合う社会、誰もが住みやすいまちの実現をめざします。

施策項目	施策内容
(1) 性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権の擁護	■すべての人が性的指向やジェンダーアイデンティティ等を理由とした人権侵害を受けることがないよう、関係機関・団体と連携して啓発に努めます。 ○南国にじいろ宣言及び南国市パートナーシップ登録制度の普及・啓発 ○性的マイノリティ（LGBTQ+）についての理解促進

2—12 様々な人権課題

現状と課題

これまでにあげた人権課題のほかにも、社会情勢を背景とした様々な問題が存在しています。

「ハラスメント」について、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに加え、近年では妊娠・出産や育児・介護休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、ケアハラスメント）等、優越的な関係を背景とした言動による人権侵害が顕在化しています。国においては、令和2（2020）年に「労働施策総合推進法」が施行され、事業主のパワーハラスメント防止等、職場におけるハラスメント防止対策が強化されています。人権に配慮された社会を築くため、あらゆるハラスメントを防止する取組を推進する必要があります。

「刑を終えて出所した人」は、社会復帰をめざす際、偏見や差別により、就労や住居の確保等が困難になる等、現実には厳しい状況にあります。「刑を終えて出所した人」が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むため、本人の更生意欲とあわせて、家族、職場、地域社会における理解と協力が必要です。国においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、平成29（2017）年に「再犯防止推進計画」を閣議決定し、「刑を終えて出所した人」が孤立することなく、地域全体で立ち直りを支援し、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯の防止等に関する施策が進められています。

「アイヌの人々」は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事等、独自の文化を持っていますが、現在はその文化の保存・伝承が図られているとは言い難く、またルーツがアイヌということで差別を受ける事案もあります。令和元（2019）年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌであることを理由とした差別の禁止等が定められました。

そのほか「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」や「ホームレスの人々」、「人身取引」等の人権課題の解決とともに、社会状況の変化に伴い新たに生じる人権課題にも目を向け、あらゆる人権が保障されるよう、正しい理解や認識を深めるための啓発や取組が必要です。

基本方針

あらゆるハラスメントの防止に関する啓発に取り組むとともに、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者等やホームレス、人身取引等、あらゆる人権が保障されるよう、国や高知県の動向にあわせて、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めます。

施策項目	施策内容
(1)様々な人権課題への対応	■すべての人の人権が尊重される地域社会づくりのため、関係機関・団体と連携して啓発に努めます。 ○あらゆる人権の保障に関する広報・啓発 ○更生保護に携わる団体の活動支援



第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

人権に関する施策は、様々な分野にまたがり、本計画をより実効性のあるものにするためには、全庁的な取組が必要です。

このため、「南国市人権を尊重するまちづくり条例」に則り、様々な人権問題の解決に向け、各部署の横断的な連携、緊密な調整を図りながら、人権関連の各施策の推進に取り組めます。

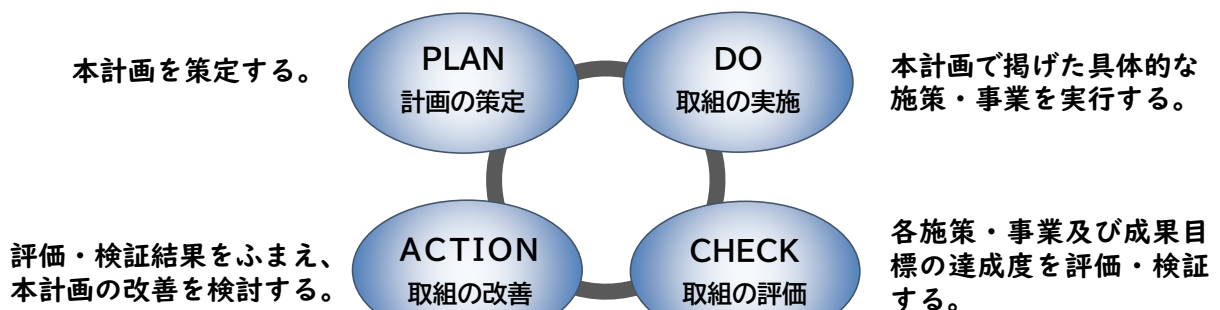
(2) 関係機関・団体等との連携

人権関連の各施策を効果的に推進するため、国・高知県をはじめ、人権擁護委員協議会、民生児童委員協議会等、関係機関・団体等との連携・協力体制の充実・強化を図ります。

また、企業や市民団体等の人権に関わる自主的な活動を支援するとともに、各団体等との連携を図り、地域の実情に応じた、きめ細かな取組を進め、本計画の実効性を高めるよう努めます。

2. 計画の管理と評価

本計画は、PDCAサイクルに基づき、各部署における人権施策の現状と課題、関係事業の進捗状況等を定期的に調査するとともに、高い実効性を維持できるよう進捗状況等を「南国市人権を尊重するまちづくり審議会」に報告し、評価を受けることとします。



3. 成果指標について

本計画を有効に機能させるとともに、その効果を測るため、以下の成果指標を設定します。

	成果指標	令和6年3月	令和11年3月 目標
市民意識調査	「人権」について関心がある割合 ※「関心がある」+「少し関心がある」の合計	71.6%	80.0%
	人権が侵害されたと思ったことがある割合	27.4%	25.0%
	今の南国市では、人権が守られていると思う割合 ※「そう思う」+「まあそう思う」の合計	42.9%	50.0%
	今の南国市では、人権を守る教育・啓発活動が行われていると思う割合 ※「そう思う」+「まあそう思う」の合計	28.6%	35.0%
	数年前と比べて市民の人権意識が高くなっていると思う割合 ※「そう思う」+「まあそう思う」の合計	32.2%	40.0%
	人権に関する悩みや困り事を相談できる公的な機関や窓口を知っている割合	26.8%	35.0%

資料編

1. 用語の解説

【ア行】

■ SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略であり、人々とのつながりを支援するインターネット上のサービスのことです。利用者が多い主なものとして、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、X（エックス：旧ツイッター）、Facebook（フェイスブック）などがあります。

■ LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）

性的マイノリティ（性的少数者）の総称として使われる頭文字を並べた言葉です。

Lesbian	レズビアン	こころの性が女性で、女性を好きになる人
Gay	ゲイ	こころの性が男性で、男性を好きになる人
Bisexual	バイセクシュアル	女性も男性も両方を好きになる人
Transgender	トランスジェンダー	からだの性とこころの性が異なる人
Questioning	クエスチョニング	自分の性のあり方が自分でもわからない人、自分の性のあり方を探している途中である人、性別を決めたくない人
Queer	クィア	性的マイノリティの総称のひとつ。差別的に使われる意味だったが、最近は当事者が自称する表現として使われている。
+	プラス	ほかにも様々な性のあり方があることを示す。

【カ行】

■ ゲートキーパー

日本語で「門番」と訳されますが、ここでは自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことを表します。

【サ行】

■スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置されている臨床心理士などの専門家のことです。

■スクールソーシャルワーカー

福祉の専門性を持ち、児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいて日常生活での課題を解決するための支援を行う専門職のことです。

■ジェンダーアイデンティティ

自分の性別を男である、あるいは女であると感じたり、男である、女であると認めたりすることであり、日本語では「性同一性」や「性自認」と表記されます。

【ナ行】

■ノーマライゼーション

福祉の分野において、障害の有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、生活や権利が保障された環境を整えていく考え方のことです。

【ハ行】

■ハラスメント

言動や行動によって、相手に不快感や不利益を与え、尊厳や人格を傷つける行為のことです。

特に、職場において、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産や育児・介護休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、ケアハラスメント）などの種類があります。

パワーハラスメントは、職場での優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものです。

セクシュアルハラスメントは、職場での労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受け、就業環境が害されることです。

妊娠・出産や育児・介護休業等に関するハラスメントは、職場の上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や、育児休業・介護休業等を申し出たり取得したりする労働者の就業環境が害されることです。

■フレイル

フレイルとは、加齢や疾患によって身体的・精神的なさまざまな機能が低下し、要介護状態になる危険性が高くなった状態のことです。つまり、健康な状態と介護が必要な状態との中間にある状態のことです。

【マ行】

■モラル

個人や社会が持つ行動規範や道徳・倫理観を指す言葉です。モラルに基づいて、人々が共生するための基本的なルールや価値観が形成され、社会の秩序を保つ役割を果たします。

【ヤ行】

■ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話などについて、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っている子どものことです。

■ユニバーサル社会

年齢、性別、障害、文化などに関わりなく、誰もが幸せに暮らせる社会のことです。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害、文化などに関わりなく、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な生活空間や建物、製品などをデザインすることです。

【ワ行】

■ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方のことであり、仕事と生活の調和とも言います。

2. 計画策定のためのワークショップ結果

人権に関する市の現状と課題について理解を深め、今後効果的と思える取組を検討することを目的に実施しました。

名 称	南国市「人権について考えるワークショップ」
開 催 日 時	令和5年3月16日（木）15：00～17：00
開 催 場 所	南国市役所4階 大会議室
対 象 者	市内在住もしくは市内に通勤・通学されている方 ※当日の参加者は18名

各班において、人権に関する市の現状と課題について理解を深めたうえで、計画策定の基礎資料とするために、市が重視して取り組むべき人権分野や人権の尊重に関して家庭や地域で取り組めることについて、各班で検討したことを発表していただきました。

◆参考◆ ワorkshop内で用いた人権分野	
①女性	⑦犯罪被害者等
②子ども	⑧インターネットによる人権侵害
③高齢者	⑨災害と人権
④障害者	⑩性的マイノリティ（LGBTQ+）
⑤HIV感染者等	⑪同和問題
⑥外国人	

● A 班の発表内容

市が重視して取り組むべき人権分野について			
・子ども	・障害者	・災害と人権	・女性
- いじめや児童虐待によって子どもをめぐる権利が侵害されている。 - 共生社会実現の前提として、障害者への理解が進んでいない。 - 災害対策はこれから強く言われてくる分野であるが、人権の視点を取り込むことで、現在不十分である地域共生社会の構築に取り組んでいけるのではないか。 - 女性だけにフォーカスするのではなく、男女共同参画自体が幸せの根本である。			

人権の尊重に関して家庭や地域で取り組めること
● 子どもについて、人権擁護委員等、地域の者が講師となって小学校等で人権教室を開催する。 ● 家庭においては思いやりの心で絵本の読み聞かせをする。 ● 仕事と家事のバランスを取れるような仕組みづくりを行う。 ● それぞれの人権は不可分ではなく、子ども・障害者・高齢者が気軽に集える場や共生社会について皆で考える場があったらよい。 ● 災害対策上、防災訓練の見直しと定期開催を実施する。 ● 両親が中心となって、子どもを含め家事の役割分担について話し合う。長い歴史の中で、男性と女性の役割分業の意識を変えていくには家庭から取り組むことが必要。

● B 班の発表内容

市が重視して取り組むべき人権分野について		
・ 子ども	・ 高齢者	・ 災害と人権
● 少子社会の中で、取り残される子ども（いじめ・虐待）を少なくするため、子どもの人権を取り上げる必要があるのではないか。 ● 高齢者に伴うマイナスイメージを払拭し、活躍していただきたい。外に出られず、孤立した高齢者は多いため、対策が必要。 ● 避難所が立ち上がると、災害と人権に関する課題は一気に表面化する懸念がある。事前対策が必要。		
人権の尊重に関して家庭や地域で取り組めること		
● 現在実施中である、学校協働本部や民生委員等の見守り活動を継続する。 ● 子どもの人権学習のパンフレットをつくり、家庭内で話し合う機会を多く持ってもらう。 ● いじめや差別に関するワークショップを地域・学校を問わず開催し、子どもの理解を深める。 ● こども食堂の育成と充実。 ● 高齢者教室で人権学習の機会を設ける。 ● 近所の高齢者への挨拶・声掛け。 ● 老人クラブやサークル活動の誘い合わせによる高齢者孤立の防止。 ● 避難所マニュアルの訓練ごとの点検・見直し。要配慮者の事前把握。		

● C 班の発表内容

市が重視して取り組むべき人権分野について		
・高齢者	・インターネットによる人権侵害	・子ども
● 高齢者問題が最重要である。何故なら、子どもは学校の中で様々な問題について教育機会があるが、高齢者は世代として教育を受けて来ず、また機会も十分ではないからだ。高齢になるほど思想を改めることは難しいため、教育機会を設けることが必要ではないか。 ● 南国市は高齢者が多いため、焦点をあて取り組むことで、人権意識を変えることができるのではないか。 ● インターネット社会によって様々な問題が発生している。子どもから大人まで正しい知識と教育を受けることが必要ではないか。便利さもあるが、その裏で問題も発生しており、これからの教育が重要になってくる。 ● これからの世代を担う子どもの人権を守ることができないと、安心して子どもを産み、育てる市ではなくなってしまう。市として力を入れるべき人権分野だと思う。		
人権の尊重に関して家庭や地域で取り組めること		
● 現在、公民館で研修をしており、その継続実施を図ること。 ● 家庭内で様々な人権について話し合い、話題化を図ること。 ● 学校で実施される人権参観日等に地域の者が参加すること。		

● D 班の発表内容

市が重視して取り組むべき人権分野について		
・女性	・障害者	・子ども
● 女性は男性と比べて雇用・賃金・昇進等で差別されている。家庭では家事労働時間も長く、性犯罪は女性が被害者となるケースが多い。 ● 外形的には障害の有無はわからないが、障害者手帳を持った人自体は多い。高齢者も加齢に伴い障害が出てくるため、多くの人に関わってくる分野である。 ● 子どもは将来を担う存在であるため、大人になってからではなく、小さい頃から人権意識を持つように教育することが大切。		

人権の尊重に関して家庭や地域で取り組めること
● 家庭内での教育を充実させる。 ● 地域活動での啓発を促進する。

● E 班の発表内容

市が重視して取り組むべき人権分野について		
・子ども	・インターネットによる人権侵害	・同和問題
● 様々な人権分野があるが、11 の人権分野の中には「目で見える差別」と「目に見えない差別」があり、同和問題のみ目に見えない差別に該当するのではないか。 ● 子どもについては、いじめや児童虐待が積み重なってきており、市としてどのように守っていくのが最優先課題である。 ● 人権分野が追加される等、時代に応じて人権課題が変わってくる中で、対応が難しいのがインターネットによる人権侵害ではないかと思う。すべての人権に関わってくるところで、正しくない情報が先走ることによってしんどい思いをする方が増えていくのではないかな。 ● すべての人権課題は共通してくるのではないかな。		
人権の尊重に関して家庭や地域で取り組めること		
● 地域・学校・家庭での雰囲気をつくり、それぞれをつなげる「挨拶」。それらの環境づくりと見守り活動。 ● ネットによる実情は見えづらいので、拡散を防ぐため、書き込みをさせないネットリテラシーの教育や、受け取る側の知識育成。フィルタリングの推奨と子どもに見せたくないものを見せないようにするにはどうしたらよいのかを検討。 ● 地元のことは地元で調べる。それを「地元の自分」が間違っている情報を正す。（法務局で正式な手続きをとり、削除要請を行うことができる。）仕組みの整備が必要。 ● 同和問題は地域に根差した日本固有の問題なので、住んでいる地域を誇らしく思えるよう、地域活動に積極的に参加できる雰囲気づくりを進め、南国市が好きだと思う子どもたちを育てるまちづくりをしていけたらと思う。		

3. 南国市人権を尊重するまちづくり条例

令和3年9月17日

条例第19号

「人権」とは、一人一人が人間らしく生きていくために、生まれながらに持つ大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心な生活を送るために欠くことのできないものである。

しかしながら、同和問題、子ども、高齢者、障害者、外国人、犯罪被害者、HIV感染者・ハンセン病患者等に対する差別、性別による差別、性的指向・性自認に関する差別、インターネット上での人権侵害、災害時の人権侵害等の人権に関する様々な問題が存在しており、加えて、社会情勢の変化に伴う問題の複雑化・多様化及び新たな問題の発生が危惧されている。

私たちは、これら人権に関する問題を解決するため、一人一人が思いやりの心を持ち、様々な立場に立って考え、お互いを理解し、多様性を認め合うことが必要である。

ここに、不当な差別及び人権侵害は絶対に許さないという強い意志を表明するとともに、市民及び事業者等の協力を得て、人権を尊重するまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権を尊重するまちづくりに関し、基本理念を定め、南国市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、取組の推進を図り、もって真に全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 南国市に居住し、勤務し、通学し、又は滞在するものをいう。
- (2) 事業者等 南国市に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 関係行政機関等 国、高知県その他の関係機関、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員等をいう。

（基本理念）

第3条 人権を尊重するまちづくりは、人権は一人一人が人間らしく生きていくために、生まれながらに持つ大切な権利であるという考えの下、真に全ての人の人権が尊重される社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（市の責務）

第4条 南国市は、第1条に掲げる目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、市政のあらゆる分野において、必要な施策を市民、事業者等及び関係行政機関等と協力して積極的に推進するとともに、市民及び事業者等の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、お互いの人権を尊重し、学校、職域、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、真に全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

第6条 事業者等は、南国市が推進する人権を尊重するまちづくりに関する施策に協力するととも

に、自らの活動に関わる者の人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 南国市は、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 人権に関する相談及び支援体制の整備
- (2) 学校教育、社会教育その他あらゆる生涯学習の場における人権に関する教育及び啓発並びに指導者の養成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権を尊重するまちづくりの推進のために必要な施策

2 南国市は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、関係行政機関等との連携を図るものとする。

3 南国市は、第1項各号に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権を尊重するまちづくりの推進に関する基本的な計画(第9条において「基本計画」という。)を策定するものとする。

(実態調査の実施)

第8条 南国市は、前条第1項各号に掲げる施策の推進に関し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

(南国市人権を尊重するまちづくり審議会)

第9条 市長は、南国市人権を尊重するまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 第7条第1項各号に掲げる施策に関すること。
- (2) 基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権を尊重するまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

3 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和34年南国市条例第39号)別表のその他の委員の規定を適用する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 南国市人権を尊重するまちづくり審議会名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属
弘光 裕二	南国市人権擁護委員
村山 恵子	南国市人権擁護委員
光野 恵美	南国市民生児童委員協議会
橋詰 昌明	南国市民生児童委員協議会
山本 晃義	市民代表
松崎 加余子	小中学校長会
門脇 由紀子	南国市社会福祉協議会
徳久 衛	南国市商工会
西岡 義之	南国市自主防災連合会
土橋 愛	南国市国際交流協会
中田 正康	(公財)高知県人権啓発センター
村田 功	南国市 副市長

5. 策定の経緯

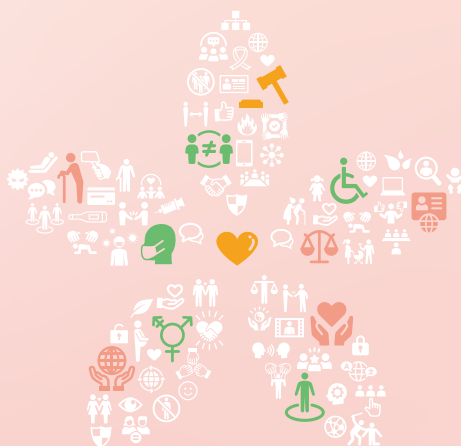
年	月日	内容
令和4年	9月20日	南国市人権を尊重するまちづくり審議会（令和4年度第1回） （書面会議） ・人権を尊重するまちづくり基本計画にかかる市民意識調査 及び事業所調査について
令和5年	1月24日～ 2月7日	市民意識調査及び事業所調査の実施
	3月16日	人権について考えるワークショップの実施
	3月27日	南国市人権を尊重するまちづくり審議会（令和4年度第2回） ・計画策定に係る調査報告（市民調査、事業所調査） ・市民ワークショップ結果報告 ・今後のスケジュール
	8月21日	南国市人権を尊重するまちづくり審議会（令和5年度第1回） ・計画骨子案について
	11月21日	南国市人権を尊重するまちづくり審議会（令和5年度第2回） ・計画素案について
	12月28日 ～ 1月17日	パブリックコメントの実施
令和6年	2月21日	南国市人権を尊重するまちづくり審議会（令和5年度第3回） ・計画について

南国市人権施策推進基本計画

発行年月：令和6年3月

発行：南国市総務課

TEL：088-863-2111（代表）



南国市人権施策推進基本計画

発行年月：令和6年3月

発行：南国市総務課

TEL：088-863-2111（代表）
